

**厚生労働省**

**平成 25 年度障害者総合福祉推進事業**

# **【基幹相談支援センターの実態と 在り方に関する調査研究】報告書**



**平成 26 年 3 月**

**【N@SA】長野県相談支援専門員協会**



## はじめに

平成 22 年 12 月、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」として成立し、平成 24 年 4 月法施行に向けて、全国各地で障がい児者に対する相談支援の体制整備に向けた取り組みが、本格的に幕開けとなったと感じています。

障害者自立支援法の施行において位置づけられた障がい者ケアマネジメントは、限定された利用者に対する計画相談であったため、既存の相談支援体制の中での議論に留まり、相談支援体制をどう構築していくかという議論の波を打ち出すきっかけまでには至らなかったと思います。

ところが、サービス利用される全利用者へのサービス等利用計画の作成が開始されることで、これまでの相談支援体制の再構築を図らなければ、相談支援が届かない現実と向き合うことになり、法定化された協議会や市町村において急速に議論が進められてきている状況があります。

このような状況も踏まえ、長野県相談支援専門員協会として本研究事業は、都道府県・市区町村において委託相談支援事業所と共に新規の相談支援事業所（指定特定相談支援事業所・障害児支援相談支援事業所・指定一般相談支援事業所）の指定の推進を図るため、各都道府県では多くの相談支援専門員の養成研修が進められていますが、障がい者の生活全般に渡る相談支援を担うための相談支援専門員の育成体制や、権利擁護・地域移行/地域定着支援等といった、より専門的な相談支援の展開も同時に求められている状況から、市区町村における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とされた基幹相談支援センターに焦点を当て、これまでにどのような議論の下で基幹相談支援センターが設置され、現在どのような機能を基幹相談支援センターとして実施をされているのかを調査させて頂きました。

既に設置されている基幹相談支援センター及び設置予定の相談支援センターの調査から、その在り方を検証し、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の中でどのような機能が必要とされ、その役割を担っていくべきかを報告書にまとめました。

今後、基幹相談支援センターの設置を検討されている地域の皆様への情報として、また、現在設置されている基幹相談支援センターの今後の展開に向けた参考として、本報告書が各地の障がい者の相談支援体制の強化に活用されることを願っています。

平成 26 年 3 月

長野県相談支援専門員協会 会長 小林 彰

## 目 次

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| 第1章 基幹相談支援センター実態調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・            | 1   |
| 第2章 基幹相談支援センター・アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・             | 3   |
| 第1節 アンケート調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | 3   |
| 対象、方法、調査内容、実施期間、等                                |     |
| 第2節 結果（単純集計）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | 4   |
| 第3節 分析と考察・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・              | 38  |
| 第3章 基幹相談支援センター実践調査と<br>相談支援体制セルフチェック資料・・・・・・・・・・ | 51  |
| 第1節 カバーエリア人口100万人以上の基幹相談支援センター・・                 | 51  |
| 実践事例1 北海道札幌市 さっぽろ地域づくりネットワーク ワン・オール・             | 51  |
| 実践事例2 兵庫県神戸市 神戸市障害者基幹相談支援センター・・                  | 56  |
| 実践事例3 神奈川県川崎市 基幹相談支援センター・・                       | 63  |
| なかはら基幹相談支援センター                                   |     |
| かわさき基幹相談支援センター                                   |     |
| たかつ基幹相談支援センター                                    |     |
| 第2節 カバーエリア人口50万人以上100万人未満の基幹相談支援センター・            | 71  |
| 実践事例4 福岡県北九州市 北九州市障害者基幹相談支援センター・・                | 71  |
| 実践事例5 大阪府堺市 障害者基幹相談支援センター・・                      | 77  |
| 総合相談情報センター                                       |     |
| 第3節 カバーエリア人口30万人以上50万人未満の基幹相談支援センター・・            | 83  |
| 実践事例6 北海道帯広市 十勝障がい者総合支援センター・・                    | 83  |
| 実践事例7 埼玉県川越市 障害者相談支援センター・・                       | 88  |
| 第4節 カバーエリア人口15万人以上30万人未満の基幹相談支援センター・・            | 94  |
| 実践事例8 長野県松本圏域 松本圏域基幹相談支援センター（設置構想）・・             | 94  |
| 実践事例9 長野県上小圏域 上小地域障害者自立生活支援センター・・                | 99  |
| 第5節 カバーエリア人口15万人未満の基幹相談支援センター・・                  | 105 |
| 実践事例10 山形県鶴岡市 鶴岡市障害者相談支援センター・・                   | 105 |
| 実践事例11 長野県北信圏域 北信圏域障害者総合支援センター・・                 | 109 |

|     |                                         |     |
|-----|-----------------------------------------|-----|
| 第4章 | 基幹相談支援センターの在り方                          | 114 |
| 第1節 | 総合的・専門的な相談支援                            | 114 |
| 第2節 | 地域の相談支援体制の強化と取り組み                       | 114 |
| 第3節 | 地域移行・地域定着の促進の取り組み                       | 117 |
| 第4節 | 権利擁護・虐待防止                               | 118 |
| 第5節 | 基幹相談支援センターの体制整備に向けて                     | 120 |
| 第5章 | 総称【今後の相談支援体制整備に関する提言】                   | 121 |
| 第6章 | 資料                                      | 123 |
| 1.  | 検討委員会等の実施状況                             | 123 |
| 2.  | 基幹相談支援センター・アンケート調査票                     | 125 |
| 3.  | 基幹相談支援センターへの追加調査票<br>(相談支援体制セルフチェックシート) | 131 |

## 第1章 基幹相談支援センター実態調査の概要

### 1. 背景

平成24年4月の改正障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスを利用する人へのサービス等利用計画案の作成が本格的に開始された。これにともない各市町村では、計画相談支援の体制整備に向けて、委託相談支援事業所と共に新規の相談支援事業所の指定を推進し、計画相談の担い手である相談支援専門員の数の確保に向けた取り組みが必要となっている。一方、障がい者の生活全般に渡る相談支援を担い、相談支援専門員が作成する計画が、その人の生活の向上や願いを実現する計画であるためには、相談支援専門員の質の担保も大きな課題であり、その育成体制や専門的な研修の実施などが必要となっている。また、地域における権利擁護及び定着支援といったより専門的な相談支援体制も同時に求められている。

このような相談支援体制を地域に整備するためには、相談支援の中核的存在として基幹相談支援センターの設置が望まれており、各地域では相談支援体制の強化を図るために設置されたり、設置の検討が進められている状況である。

しかし、基幹相談支援センターの機能や地域の相談支援事業所との役割分担が整理されていない等から、現状では地域の相談支援体制を構築するための手段として、基幹相談支援センターの位置づけを模索している段階にあると思われる。

### 2. 調査目的

本事業は、全国の基幹相談支援センターの実態を把握するとともに、すでに基幹相談支援センターを設置している地域の取り組み状況を精査することにより、基幹相談支援センターが担うべき機能・役割や設置・運営方法に関するモデルを提示し、地域の実情に応じた効果的・効率的な整備を進める際の参考となる情報を提供することを目的とする。

### 3. 調査の構成と方法

#### (1) 全国の基幹相談支援センター実態調査（アンケート調査）

##### ① 調査対象

全国に設置及び設置が予定されている基幹相談支援センター

##### ② 調査項目の概要

- ・基幹相談支援センターの基本情報
- ・事業内容
- ・設置地域の市町村及び相談支援事業所との連携状況
- ・協議会との関係性
- ・設置と予算
- ・その他

##### ③ 調査方法

- ・郵送によるアンケート調査

(2) 典型的な取り組み及び特徴的な取り組み実施センターへの訪問調査

特徴的な取り組みをしていると委員会が判断した基幹相談支援センターを選定し、訪問調査を実施した。

① 調査対象（6 か所：帯広市、鶴岡市、川崎市、堺市、神戸市、北九州市）

- ・委託相談支援事業所を複数設置している都市部の基幹相談支援センター
- ・広域設置で複数の市町村による設置の基幹相談支援センター
- ・特徴的な機能を展開している基幹相談支援センター

② ヒアリング項目

- ・基幹相談支援センターの設置経緯
- ・基幹相談支援センターの設置状況
- ・運営方法
- ・カバーエリアの相談支援体制
- ・その他特徴的な取り組み状況
- ・基幹相談支援センターの現状課題等

(3) 地域の基幹相談支援センター調査

委員が所属する地域で確実な取り組みを実施していると判断される基幹相談支援センターを選定し、委託で調査を実施した。

① 調査対象（5 か所）

- ・政令指定都市の基幹相談支援センター
- ・小規模な市町村による設置の基幹相談支援センター等

② ヒアリング項目

- ・基幹相談支援センターの設置経緯
- ・基幹相談支援センターの設置状況
- ・運営方法
- ・カバーエリアの相談支援体制
- ・その他特徴的な取り組み状況
- ・基幹相談支援センターの現状課題等

## 第2章 基幹相談支援センター・アンケート調査

### 第1節 アンケート調査

#### (1) 調査対象

全国に設置又は設置が予定されている基幹相談支援センター196 か所を対象に調査を実施した。

#### (2) 調査方法と回収率

全国 196 か所の基幹相談支援センターに調査依頼書とアンケート調査票（自記式）を郵送し、承諾を得た 109 か所の基幹相談支援センターから回答を得た。回収率は 55.6%であった。

#### (3) 調査期間

平成 25 年 10 月 30 日～12 月 31 日までの 2 ヶ月間

#### (4) 調査内容、実施期間

##### ① 基幹相談支援センターの基本情報

基幹相談支援センターの設置に関する情報、カバーエリアの相談事業所数、配置人数、資格要件、運営方法、予算等

##### ② 事業内容

一般的な個別相談を含む相談実施状況と件数、困難事例の対応、虐待対応、成年後見利用支援事業の実施について、児童に関する相談支援事業の実施、地域移行・退院支援の実施状況、権利擁護事業の実施状況等

##### ③ 設置地域の市町村及び相談支援事業所との連携状況

定例会議、研修会、その他等

##### ④ 地域自立支援協議会との関係性

エリアの協議会事務局体制、協議会への参画状況等

##### ⑤ その他



## 第2節 結果（単純集計）

### 《2013年基幹相談支援センター・アンケート調査結果》

〈基幹相談支援センターの基礎的な内容に関する質問〉

問1. 設置日について教えてください。下線に設置年月日を西暦で記載してください。

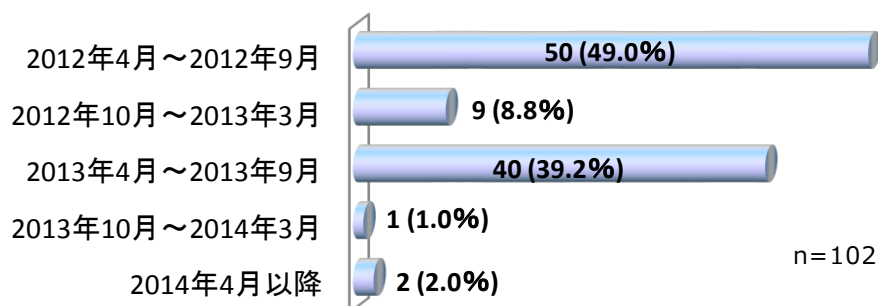


図 1-1 設置年月

2012年4月スタート時には、45事業所の(44.1%)開設であり、2012年9月までには50事業所(49.0%)が設置された。その後の開設は少なく半年後の10月～3月の9事業所が目立つ程度である。翌年の2013年4月に37事業所(36.3%)が開設し、2013年9月までには40事業所(39.2%)が設置された。2事業所は2014年4月に開設が予定されているのがわかる。

設置されているか、予定があるかを聞いたものが、下の図である。

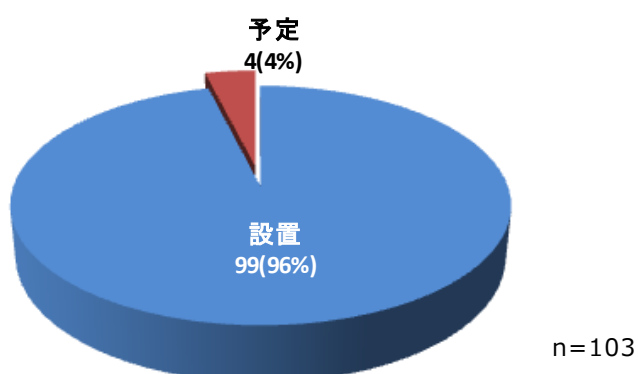


図 1-2 設置か予定か

問2. 設置場所について教えてください。

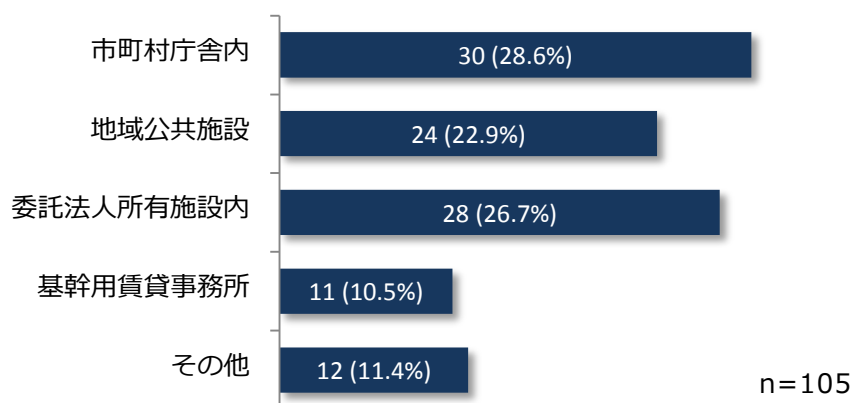


図 2 設置場所

設置場所としては市町村の庁舎内が 30 事業所と最も多かった。委託法人内所有施設、地域の公共施設に開設する事業所が続いた。下に示したものは、その他の内容である。市保健センター、市の所有敷地内等の記載があり、民間の賃貸物件などはとても少ない状況である。何らかの意味で、委託の法人、市町村の関係する物件で基幹相談支援センターを開設していることが分かる。

#### その他の内容

- 
- 1) B型センター、訓練事業所、事務室内
  - 2) 一部事務組合施設内
  - 3) 市所有施設内（指定管理委託）
  - 4) 市町村庁舎敷地内市所有事務所
  - 5) 市保健センター
  - 6) 指定管理事業所内
  - 7) 実態としての設置
  - 8) 相談支援（委託）が賃貸しているテナントに併設
  - 9) 総合福祉センター内
  - 10) 地域共同事務所（賃貸事務所）＊相談支援、地活センター、就業・生活センター、就労移行支援、生活介護
  - 11) 町有施設 いずれ庁舎内に設置予定
  - 12) 民間賃貸物件
- 

問 3. 設置の状況について教えてください。

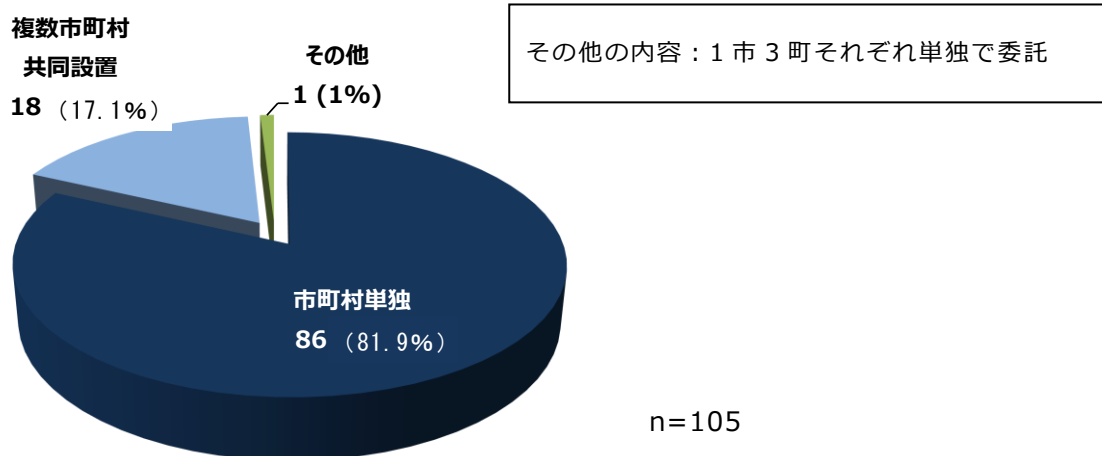
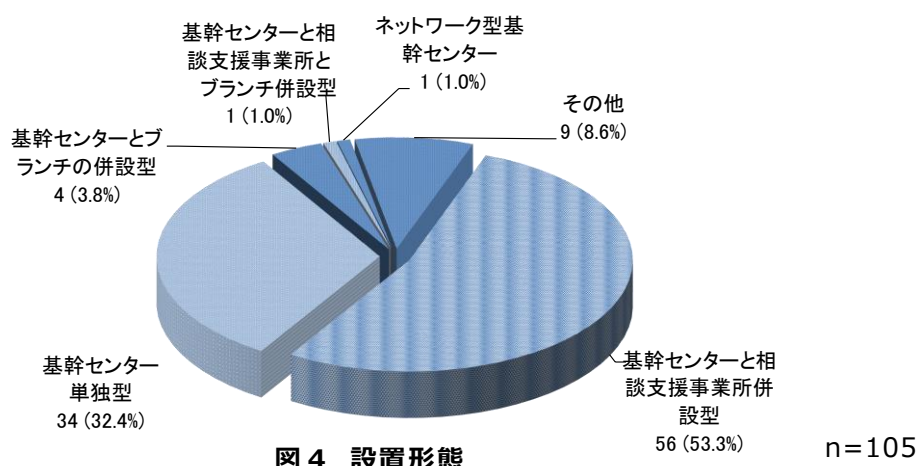


図 3 設置の状況

設置状況は市町村単独設置 86 カ所 (81.9%) であり、複数市町村共同設置は 18 カ所 (17.1%) であった。基幹相談支援センターは市町村単独設置としている市町村が多いことがわかる。

問 4. 設置形態について教えてください。



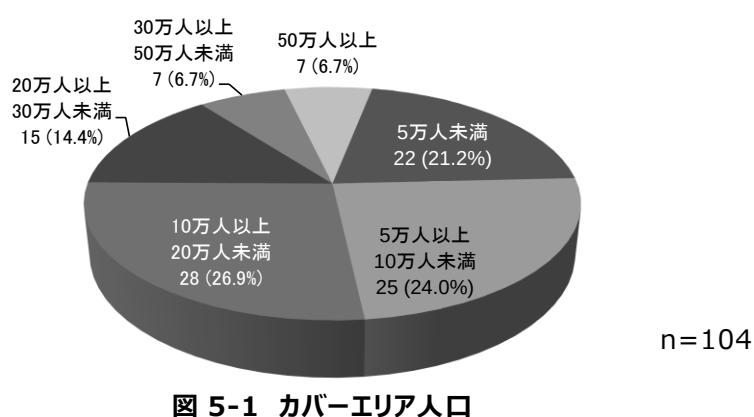
設置形態は 56 事業所 (53.3%) と、全体の半数以上が「基幹センターと相談支援事業所の併設型」である。次いで多いのが「基幹センター単独型」で 34 事業所 (32.4%) である。併せて 85.7%がこのタイプとなっている。

この型に属さないものがその他にまとめられている。基幹相談支援センターとしての部署を持たずに、障害福祉のケースワーカーが兼務しているだけで、基幹相談支援センターの機能を持たせている市町村も存在する。

#### その他の内容

- 1) 各区に基幹センタープラス統括部門を別に設置
- 2) 基幹センターと相談支援事業所、虐待防止センター
- 3) 協議会 (1 町 3 村) から、委託相談支援事務所へ、別事業として、業務の内容を権利擁護、虐待防止センター、協議会運営の一部として、契約
- 4) 市の社会福祉課障がい相談担当と併設
- 5) 障害福祉主管課のケースワーカーが所属する係が、基幹相談支援センターを兼ねている。特定相談支援事業所、虐待防止センターも併せて実施。
- 6) 総合相談支援センターと併設型
- 7) 担当課内に職員が兼務にて対応
- 8) 福祉施設事務組合、障がい者相談支援課で基幹相談支援センター業務を行っている。
- 9) 包括と一体

問 5. 基幹相談支援センターがカバーしているエリアの人口を教えてください。



基幹相談支援センターがカバーしているエリアの人口は、「10 万人以上 20 万人未満」が最も多く 28 カ所（26.9%）、次いで「5 万人以上 10 万人未満」25 カ所（24.0%）、「5 万人未満」22 カ所（21.2%）であった。

問 6. 運営方法について教えてください。

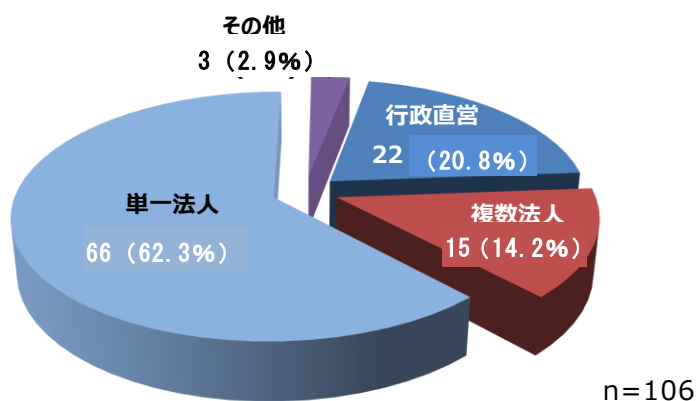


図 6 運営方法

その他の内容

- 1) 2市1町は共同で設立した一部事務組合に委託
- 2) 代表のNPO法人が受託し運営は複数法人が連携して対応
- 3) 複数法人委託及び市町職員が事務局員として一名配備

運営方法については、「単一法人委託が最も多く 66 カ所（62.3%）、ついで行政直営が 22 カ所（20.8%）、複数法人委託 15 カ所（14.2%）であった。

問 7. 【問 6 で 2. 複数法人委託、3. 単一法人委託、4. その他で委託の場合】と記載された方に伺います。委託の場合の受託法人の種別を教えてください。

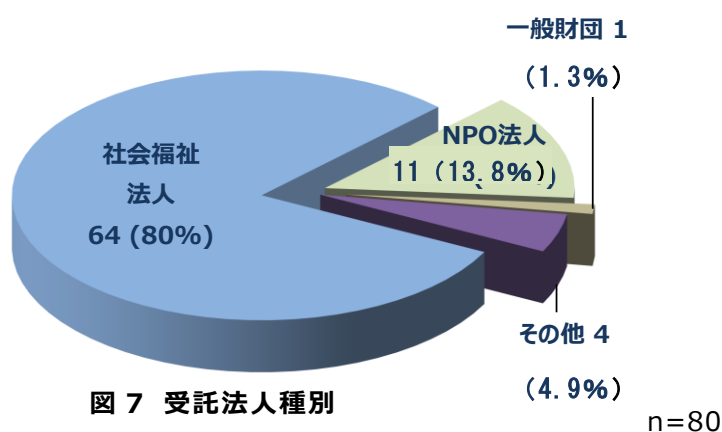


図 7 受託法人種別

受託法人の種別は、社会福祉法人が最も多く 64 カ所（80.0%）、次いで特定非営利活動法人（NPO 法人）11 カ所（13.8%）、一般財団 1 カ所（1.3%）であった。

問 8. 【問 6 で 2. 複数法人委託、3. 単一法人委託、4. その他で委託の場合】と記載された方に伺います。具体的な委託金額を下線に数字で記載してください。

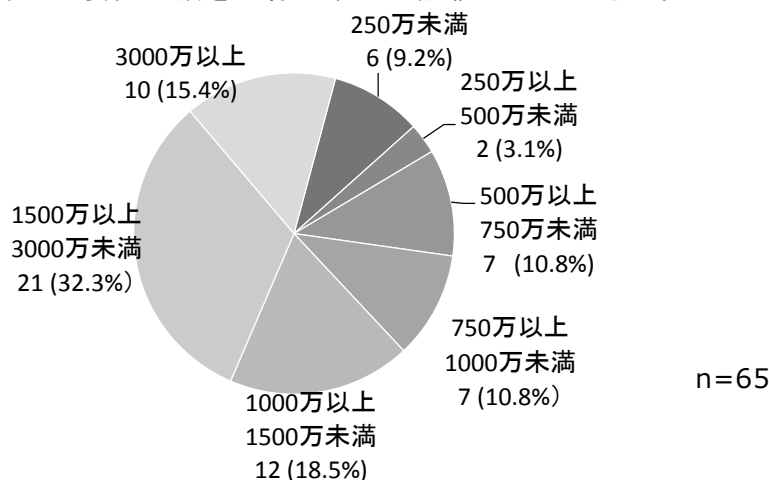


図 8-1 委託金額

委託金額については、「1500 万円～3000 万円」が最も多く 21 カ所 (32.3%)、次いで「1000 万円以上～1500 円未満」12 カ所 (18.5%)、「3000 万円以上」10 カ所 (15.4%) と続いている。

・ 人件費、事務費

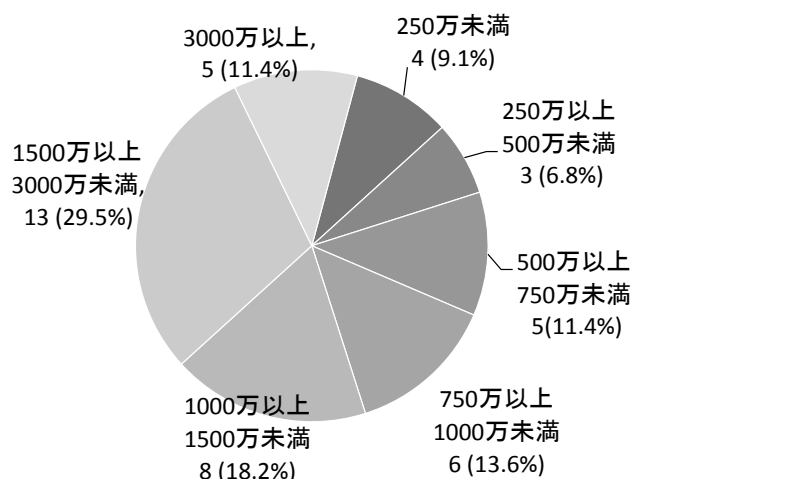


図 8-2 人件費・事務費

人件費金額については、「1500 万円～3000 万円」が最も多く 13 カ所 (29.5%)、次いで「1000 万円以上～1500 円未満」8 カ所 (18.2%)、「750 万円以上～1,000 万未満」6 カ所 (13.6%) と続いている。

問 9. 人員配置について教えてください。下線に人数を数字でお書きください。いない場合には 0 と記載してください。

1. 常勤専従職員 人  
2. 常勤兼務職員 人

3. 非常勤専従職員 人  
4. 非常勤兼務職員 人

|         | 平均  | 最小値 | 最大   |
|---------|-----|-----|------|
| 常勤専従職員  | 2.9 | 0.0 | 38.0 |
| 常勤兼務職員  | 1.6 | 0.0 | 12.0 |
| 非常勤専従職員 | 0.5 | 0.0 | 7.0  |
| 非常勤兼務職員 | 0.3 | 0.0 | 4.0  |
| 人員合計    | 5.2 | 1.0 | 44.0 |

(単位:人)

(n=105)

表 9 人員配置一覧

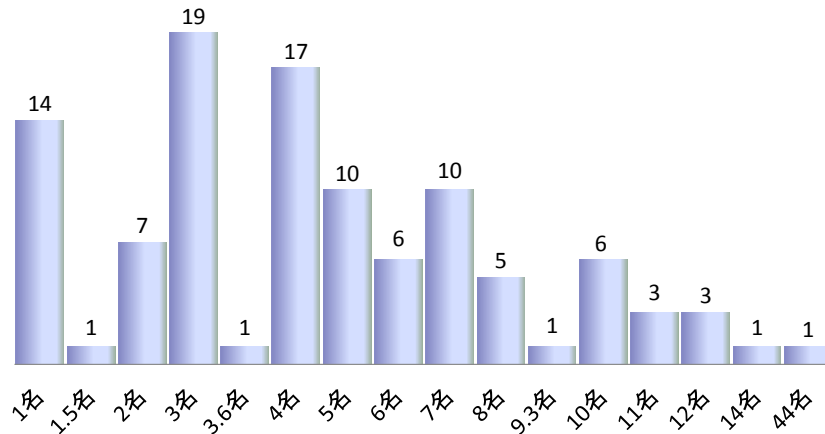


図 9 合計人員数分布

人員配置については、「常勤専従職員」が最も多く平均 2.9 名となっている。次いで「常勤兼務職員」1.6 名、「非常勤専従職員」0.5 名、「非常勤兼務職員」0.3 名となっている（表 9）。

合計人員人数で最も多いのは「3 名（19 カ所）」、次いで「4 名（17 カ所）」、「1 名（14 カ所）」平均が 5.2 名となっている。

問 10. 職種ごとの人数を教えてください。下線に人数をお書きください。いない場合には 0 と記載してください。

1. 管理職員 人  
 2. 相談支援専門員 人  
 3. ピアカウンセラー 人

4. 事務職員 人  
 5. その他 人

（その他職員の職名と人数を具体的にお書き下さい）

1) 職名 人  
 2) 職名 人

職種ごとの人数

|          | 平均  | 最小値 | 最大   |
|----------|-----|-----|------|
| 管理職員     | 0.7 | 0.0 | 2.0  |
| 相談支援専門員  | 2.9 | 0.0 | 29.0 |
| ピアカウンセラー | 0.3 | 0.0 | 8.0  |
| 事務職員     | 0.8 | 0.0 | 8.0  |
| その他      | 1.3 | 1.0 | 7.0  |

(n=107)

表 10 職種別人数一覧

職種ごとの人数については、「相談支援専門員」が最も多く平均 2.9 名、次いで「その他」1.3 名、「事務職員」0.8 名、「管理職員」0.7 名、「ピアカウンセラー」0.3 名となっている。

その他の職員の職種についてまとめたものが、下の一覧である。保健師や相談員、社会福祉士など、相談に関わる専門職が多く配属されていることが分かる。

| その他の職員の職種名      |   |
|-----------------|---|
| 保健師             | 8 |
| 相談員             | 7 |
| 社会福祉士           | 6 |
| 相談支援員           | 6 |
| 手話通訳者           | 2 |
| 精神保健福祉士         | 2 |
| 課長補佐            | 1 |
| 看護師             | 1 |
| 基幹相談員           | 1 |
| 区分認定調査員         | 1 |
| 作業療法士 2、臨床心理士 1 | 1 |
| 支援員             | 1 |
| 手話通訳士           | 1 |
| 就業支援ワーカー        | 1 |
| 就労支援専門員         | 1 |
| 所長              | 1 |
| 障害認定調査員         | 1 |
| 地域生活支援ワーカー      | 1 |
| 地活 I 型職員        | 1 |
| 聴覚相談員（相談支援専門員）  | 1 |
| 統括相談員           | 1 |
| 認定心理士           | 1 |
| 発達障害サポートマネージャー  | 1 |
| 療育コーディネーター      | 1 |
| 療育相談支援          | 1 |

（単位：センター数）

問 11. 各職種の所持している資格について教えてください。複数資格を所持している場合でも、当てはまるもの全てに人数を数字でお書きください。

1. 管理職員

|            |   |
|------------|---|
| 1) 社会福祉士   | 人 |
| 2) 精神保健福祉士 | 人 |
| 3) 介護支援専門員 | 人 |

|             |   |
|-------------|---|
| 4) 初任者研修終了者 | 人 |
| 5) 現任者研修終了者 | 人 |
| 6) その他国家資格  | 人 |

2. 相談支援専門員

|            |   |
|------------|---|
| 1) 社会福祉士   | 人 |
| 2) 精神保健福祉士 | 人 |
| 3) 介護支援専門員 | 人 |

|             |   |
|-------------|---|
| 4) 初任者研修終了者 | 人 |
| 5) 現任者研修終了者 | 人 |
| 6) その他国家資格  | 人 |

3. ピアカウンセラー

|            |   |
|------------|---|
| 1) 社会福祉士   | 人 |
| 2) 精神保健福祉士 | 人 |
| 3) 介護支援専門員 | 人 |

|             |   |
|-------------|---|
| 4) 初任者研修終了者 | 人 |
| 5) 現任者研修終了者 | 人 |
| 6) その他国家資格  | 人 |

#### 4. 事務職員・その他職員

|            |   |             |   |
|------------|---|-------------|---|
| 1) 社会福祉士   | 人 | 4) 初任者研修終了者 | 人 |
| 2) 精神保健福祉士 | 人 | 5) 現任者研修終了者 | 人 |
| 3) 介護支援専門員 | 人 | 6) その他国家資格  | 人 |

上段：センター数

下段：平均人数

|          | 管理職員         | 相談支援専門員      | ピアカウンセラー    | 事務職員<br>その他の職員 |
|----------|--------------|--------------|-------------|----------------|
| 社会福祉士    | 26<br>(0.5人) | 77<br>(1.9人) | 1<br>(0.1人) | 21<br>(0.7人)   |
| 精神保健福祉士  | 14<br>(0.3人) | 58<br>(1.3人) | 1<br>(0.1人) | 13<br>(0.3人)   |
| 介護支援専門員  | 16<br>(0.3人) | 42<br>(0.9人) | 1<br>(0.1人) | 9<br>(0.2人)    |
| 初任者研修修了者 | 32<br>(0.6人) | 70<br>(2.3人) | 2<br>(0.3人) | 9<br>(0.5人)    |
| 現任研修修了者  | 20<br>(0.3人) | 64<br>(1.6人) | 1<br>(0.1人) | 4<br>(0.1人)    |
| その他の国家資格 | 16<br>(0.3人) | 41<br>(0.8人) | 2<br>(0.3人) | 18<br>(0.5人)   |

**表 11 各職種別取得資格一覧**

それぞれの職種が保持している資格について聞いた。管理職員の保持している資格について、最も平均人数が高かったのは「初任者研修修了者（0.6人）」であった。

相談支援専門員の保持している資格について、最も平均人数が高かったのは「初任者研修修了者（2.3人）」であった。

ピアカウンセラーの保持している資格について最も平均人数が高かったのは「初任者研修修了者（0.3人）」と「その他の国家資格（0.3人）」であった。

事務職員・その他の職員の保持している資格について最も平均人数が高かったのは「社会福祉士（0.7人）」であった。

問 12. 基幹相談支援センターがカバーしているエリアの障害相談支援事業所の数を教えてください。下線に数字でお書きください。

市町村委託相談支援事業所 箇所

指定特定相談支援事業所 箇所

指定一般相談支援事業所 箇所

指定障害児相談支援事業所 箇所

|              | 平均  | 最小値 | 最大値 |
|--------------|-----|-----|-----|
| 市町村委託相談支援事業所 | 2.9 | 0   | 24  |
| 指定特定相談支援事業所  | 5.9 | 0   | 56  |
| 指定一般相談支援事業所  | 2.8 | 0   | 17  |
| 指定障害児相談支援事業所 | 3.1 | 0   | 16  |

**表 12 カバーエリアの相談支援事業所数一覧**



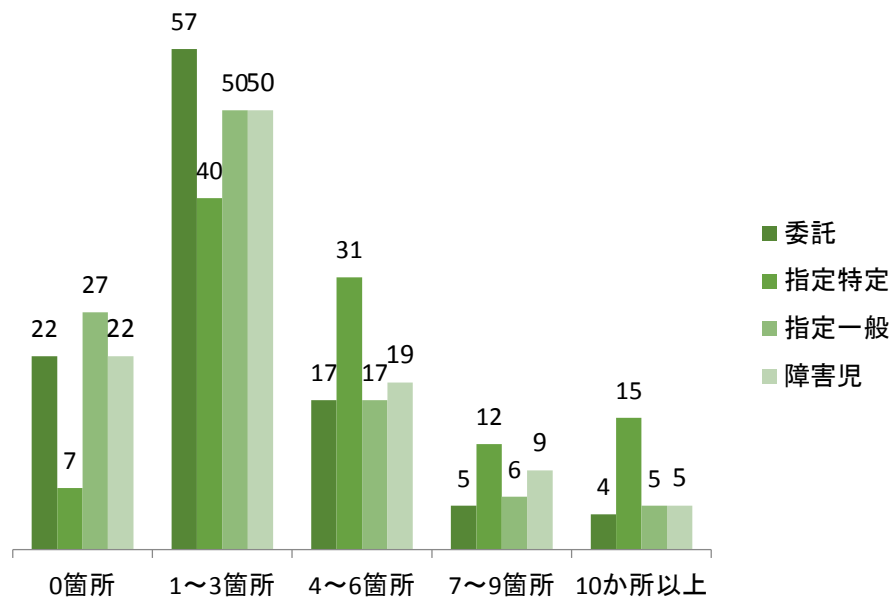


図 12 カバーエリアの相談支援事業所分布

カバーエリアにおける障害相談支援事業所数について聞いた。

「市町村委託相談支援事業所」については平均 2.9 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 24 カ所であった。「指定特定相談支援事業所」については平均 5.9 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 56 カ所であった。「指定一般相談支援事業所」については平均 2.8 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 17 カ所であった。「指定障害児相談支援事業所」については平均 3.1 カ所で、最小値が 0 カ所、最大値が 16 カ所であった。

カバーエリアにおける相談支援事業所分布をみると、すべてにおいて「1～3 カ所」が最も多いことが分かる。

問 13. 基幹相談支援センターの設置経緯について教えてください。当てはまる番号を一つ選び、○をつけてください。

1. 協議会の検討により設置
2. 行政の主導により設置
3. 相談支援事業所の要望により設置
4. 当事者・市民からの要望により設置
5. その他（具体的に ）

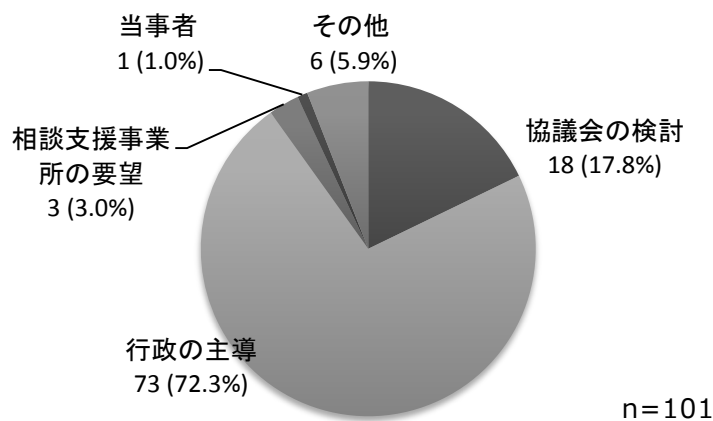


図 13 設置経緯

#### 設置経緯その他記述

- 1) 行政と社会福祉協議会の協議により設置
- 2) 市は基幹型だと言っている。
- 3) 市独自で判断
- 4) 障害者虐待防止法の施行による権利擁護、虐待防止の取り組みのため
- 5) 精神障害者地域生活支援センターから移行
- 6) 地域生活支援事業実施要綱が平成24年4月5日に改正されたことによる

設置経緯について聞いたところ、「行政の主導により設置」が73カ所(72.3%)であった。次いで「協議会の検討により設置」が18カ所(17.8%)、「その他」6カ所(5.9%)となっている。

その他の内容としては、行政と社会福祉協議会の協議によるものや市の判断によるもの、精神障害者地域生活支援センターからの移行によるものなどがあげられている。

問 14. 業務として実施している内容について教えてください。各項目で当てはまる番号を全て選び、○をつけてください。

- 1) 基本相談（一般的な個別相談事業）の実施について

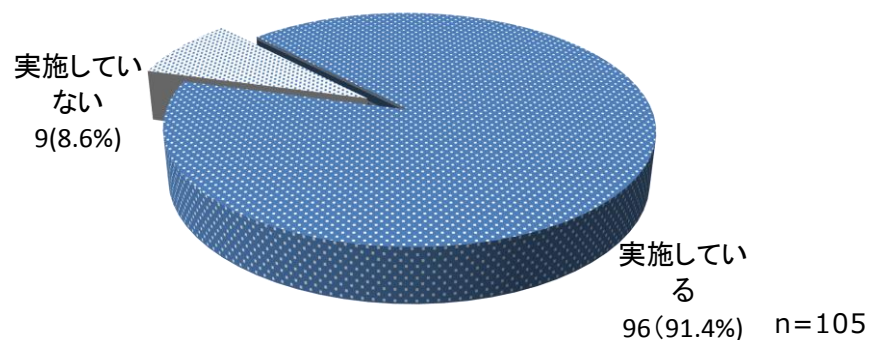


図 14-1 基本相談の実施

基本相談の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は96カ所(91.4%)、実施していないと答えた事業所は9カ所(8.6%)であった。

2) 個別給付事業の実施について、実施している場合はこれまで実施した件数を数字で記載してください。

1. 指定特定相談支援（実施件数 件）

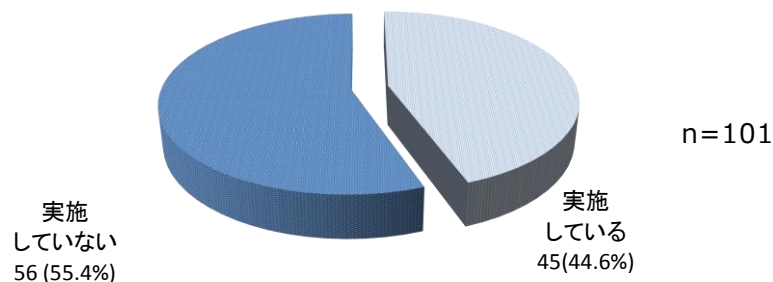


図 14-2 指定特定相談支援の実施

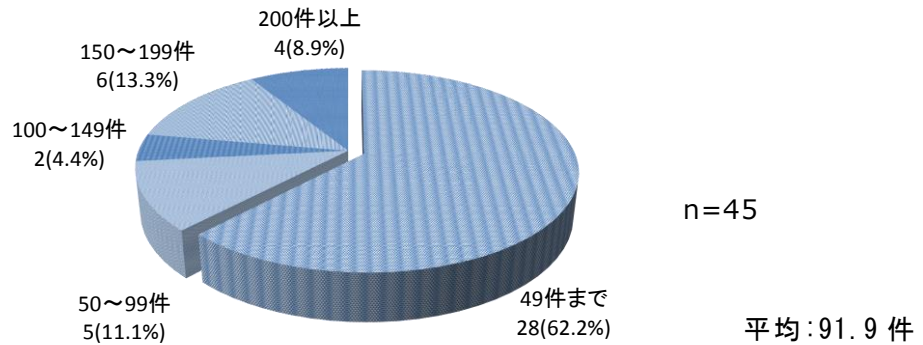


図 14-3 指定特定相談実施件数

指定特定相談支援の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 45 力所（44.6%）、実施していない事業所は 56 力所（55.4%）であった。

また、実施していると答えた事業所の実施件数を聞いたところ、「1～49 件まで」が最も多く 28 力所（62.2%）、次いで「150～199 件まで」が 6 力所（13.3%）、「50～99 件まで」5 力所（11.1%）であった。また、平均相談実施件数は 91.9 件であった。

## 2. 指定障害児相談支援 （実施件数 件）

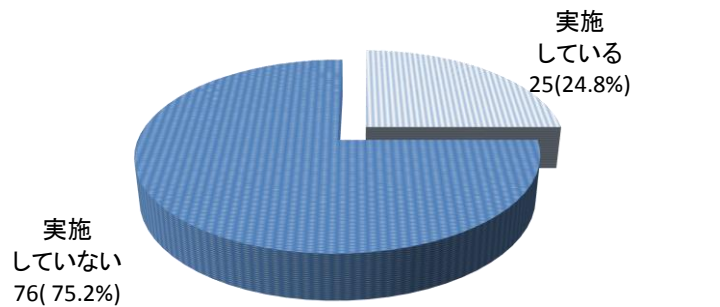


図 14-4 指定障害児相談支援の実施 n=101

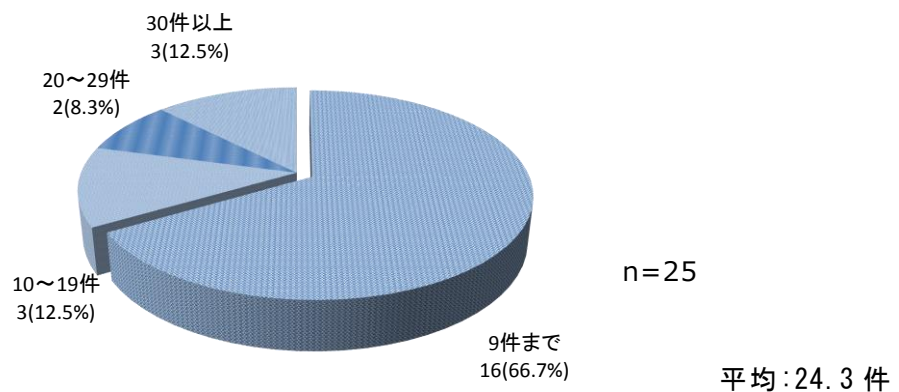


図 14-5 指定障害児相談実施件

指定障害児相談支援の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 25 力所（24.8%）、実施していない事業所は 76 力所（75.2%）であった。

また、実施していると答えた事業所の実施件数を聞いたところ、「1～9 件まで」が最も多く 16 力所（66.7%）、次いで「10～19 件まで」と「30 件以上」が 3 力所（12.5%）であった。また、平均相談実施件数は 24.3 件であった。

### 3. 指定一般相談支援 (実施件数 件)

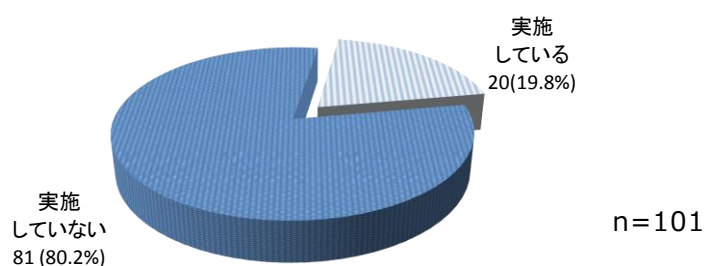


図 14-6 指定一般相談支援の実施

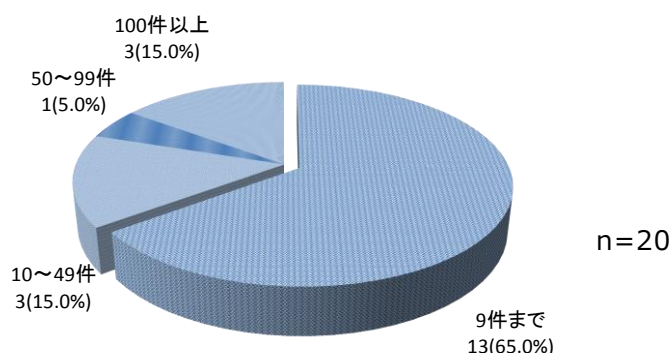


図 14-7 指定一般相談実施件数

平均: 152.1 件

指定一般相談支援の実施について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 20 力所 (19.8%)、実施していない事業所は 81 力所 (80.2%) であった。

また、実施していると答えた事業所の実施件数を聞いたところ、「1～9 件まで」が最も多く 13 力所 (65.0%)、次いで「10～49 件まで」と「100 件以上」が 3 力所 (15.0%) であった。また、平均相談実施件数は 152.1 件であった。

### 3) 困難事例対応の実施について

1. 困難事例の個別総合相談
2. 困難事例の地域機関からの相談
3. 実施していない

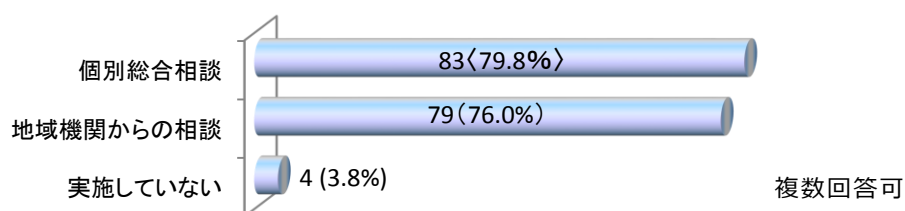


図 14-8 困難事例対応の実施

困難事例対応について聞いたところ、「個別総合相談」を実施している事業所が 83 力所 (79.8%)、「地域機関からの相談」を実施している事業所が 79 力所 (76.0%)、「実施していない」事業所が 4 力所 (3.8%) であった。

4) 協議会の運営に関する事業の実施について

1. 事務局の委託
2. 運営委員としての参加
3. 部会への参画
4. 実施していない

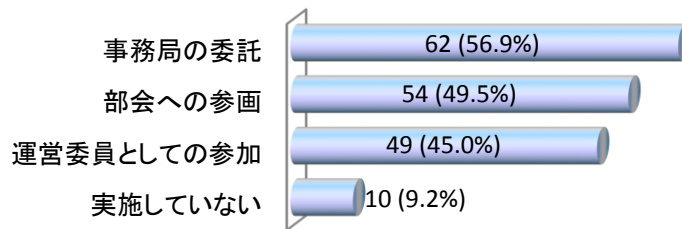


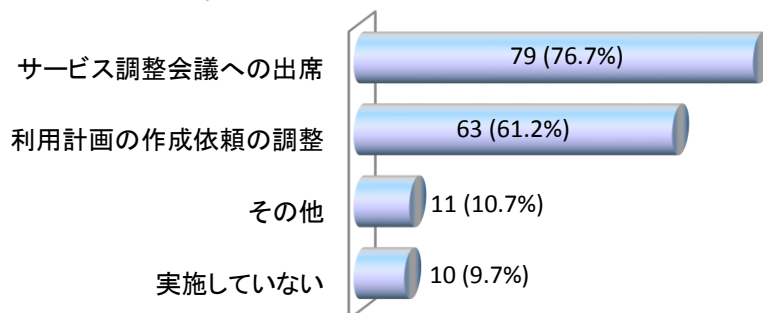
図 14-9 自立支援協議会の運営

複数回答可

自立支援協議会の運営について聞いたところ、最も多いのが「事務局の委託」を実施している事業所が 62 カ所 (56.9%) 次いで「部会への参画」が 54 カ所 (49.5%)、「運営委員としての参加」が 49 カ所 (45.0%)、「実施していない」が 10 カ所 (9.2%) であった。

5) 個別事例における事業所間の調整について

1. 利用計画の作成依頼の調整
2. サービス調整会議への出席
3. その他



複数回答可

図 14-10 個別事例における事業所間の調整

その他の内容

- 1) ケース会議への参加(市町からの要請により)
- 2) サービス調整
- 3) サービス等利用計画の作成
- 4) 関係機関との調整、新規資源開拓
- 5) 虐待事業の対応(コアメンバー会議への出席)
- 6) 計画作成に関する相談支援事業所へのケース振り分け
- 7) 計画相談は基本的には行わないが困難ケースに関しては地域相談支援事業所と連携して対応(作成)する
- 8) 事務所を変更する場合など
- 9) 相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所への支援方法、支援計画作成等へのスーパーバイズ
- 10) 相談支援事業所バックアップ・助言・他関係機関との調整
- 11) 同事業所法人で電話業務している相談支援アドバイザー(県事業)が担当

個別事例における事業所間の調整について聞いたところ、最も多いのが「サービス調整会議への出席」を実施している事業所で 79 カ所（76.7%）、次いで「利用計画の作成依頼の調整」が 63 カ所（61.2%）、「その他」が 11 カ所（10.7%）であった。

#### 6) 介護保険の相談事業等の実施について

1. 実施している
2. 実施していない

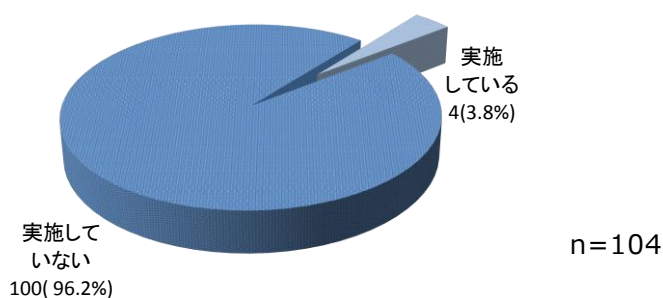


図 14-11 介護保険の相談事業等の実施

介護保険の相談事業等の実施について聞いたところ、実施している事業所が 4 カ所（3.8%）、実施していない事業所が 100 カ所（96.2%）であった。実施している内容は、下記に示すとおりである。

##### 実施している内容

- 1) 市内の介護保険の関係機関、事務所の情報提供、制度の説明、連絡調整、サービス利用までのつなぎなど
- 2) 障がい福祉サービスと介護保険の併給 障がい福祉サービスから介護保険への申請
- 3) 併給（居宅介護）・移動支援等・一般相談
- 4) 平成25年10月より居宅介護支援事業所を相談支援事業所として市が指定した。個の事業所に対して支援実施。

#### 7) 児童に関する相談支援事業の実施について

1. 実施している
2. 実施していない

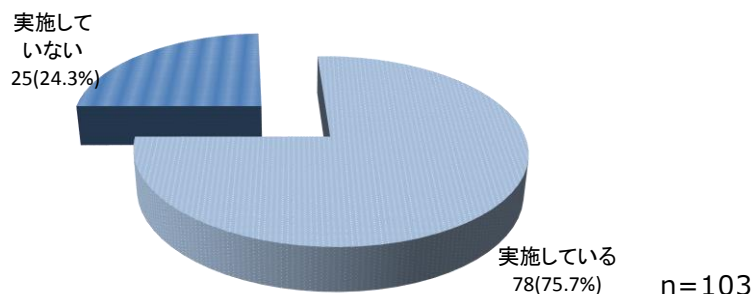


図 14-12 児童相談事業の実施

児童に関する相談支援事業について聞いたところ、「実施している」事業所が 78 カ所（75.7%）、「実施していない」事業所が 25 カ所（24.3%）であった。実施内容は、次に示すとおりである。

## 児童に関する相談支援事業の実施内容

- 1) 指定障害児支援事業所集団指導への出席 ・ サポートブック研修 ・ 検討委員会への参加
- 2) 障がい児相談支援
- 3) 3 障害、児童を対象としているため、ワンストップで受けて専門機関へつなぐ等の支援
- 4) サービス等利用計画作成
- 5) ダウン症や発達障害の親の会の実施、放課後デイサービスの利用に関することなど
- 6) 依頼があった時に対応している
- 7) 一般相談、地域生活支援事業の決定、及びこども発達支援センターとの連携
- 8) 一般的な個別相談
- 9) 学校や保護者からの相談を受けたり、学校訪問等を行っている
- 10) 基本相談
- 11) 基本相談、計画作成
- 12) 基本相談、事業所からの個別支援に関する相談及び事業所運営に関する相談等
- 13) 基本相談のみ行っている
- 14) 基本相談の中で主訴に基づき必要な支援機関につなぐ
- 15) 業務委託による学校巡回
- 16) 計画相談
- 17) 計画相談・基本相談
- 18) 計画相談中心だが、行政中心に対応を開始したばかりであり件数は少ない
- 19) 圏内の児童施設が実施するケース会議への出席
- 20) 個別相談対応（困難事例含む）
- 21) 高校卒業後の進路に向けての相談など
- 22) 高等養護学校からのネグレクトに関する相談を受け、その対応について、民生委員児童委員へ見守りの依頼や養護学校教諭へ対応方法のアドバイスなどを実施
- 23) 高等養護学校との連絡調整、個別相談等
- 24) 子育て・療育・教育・福祉サービス等全般
- 25) 市内の児童の関係機関、事務所の情報提供、連絡調整、サービス利用までのつなぎなど
- 26) 指定は取っていますが、サービス等利用計画の作成には至っていません。18 歳未満の相談は数件行っています
- 27) 児童の保護者等への相談支援
- 28) 児童相談支援
- 29) 児童福祉及び障害児福祉のサービス利用の調整・療養・教育に関わる相談
- 30) 手帳について、福祉サービス利用について他機関や保護者との調整など
- 31) 初回相談を受け、関係機関につないでいる
- 32) 障がい児の基本相談の対応・計画相談は行っていない
- 33) 障がい児相談の方法について検討中
- 34) 障がい者と同様
- 35) 障がい認知から関わり、家族間調整や就労支援等を行っている
- 36) 全般に対応
- 37) 相談、プラン作成、関係機関との連携・調整
- 38) 相談支援とサービス等利用計画の作成
- 39) 総合相談、児童デイ以外の障害福祉サービスについて
- 40) 総合窓口として相談があれば受けるまた、状況に合わせて必要な機関へつなぐ
- 41) 発達・療育相談（発達検査含む）圏域内、幼保、小・中・高からの相談及び支援会議への出席等
- 42) 発達障がい児等の相談
- 43) 発達障がい等に関する相談
- 44) 福祉サービスの利用・情報提供・認定調査
- 45) 福祉サービスの利用について
- 46) 平成10年より県から障害児等療育支援事業を委託し相談支援事業と一体的に相談支援活動を実施している
- 47) 保育園訪問、学校との支援会議、親面談、医療的ケアの必要な児の相談、虐待ケース
- 48) 放課後等デイ、一般相談
- 49) 本人理解や課題の整理の為、ケア会議への出席保護者や学校等からの相談（勉強会等出席の依頼）
- 50) 臨床心理士による発達相談のマネジメント そこからの流れで相談事業につながっていく
- 51) まだ相談はありません



8) 市町村の区域を越えた広域的な調整や連携の実施について

- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 1. 都道府県協議会への参画     | 3. その他     |
| 2. 都道府県施策推進協議会への参画 | 4. 実施していない |

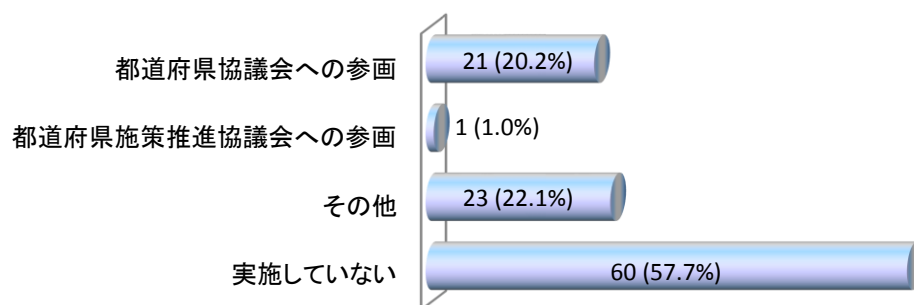


図 14-13 広域的な調整や連携の実施

複数回答可

市町村の区域を越えた広域的な調整や連携について聞いたところ、最も多かったのが「実施していない」で 60 カ所（57.7%）であった。次いで「その他」が 23 カ所（22.1%）で、その内容は下記に示す通りである。

その他の内容

- 1) 各市町村関係機関との調整
- 2) 近隣市町村にある相談支援事業所間の連帯を 2 ヶ月に 1 回持ち回りで実施している
- 3) 圏域コーディネーター連絡会議
- 4) 圏域内
- 5) 圏域毎のブロック会議等への参加
- 6) 県相談支援連絡協議会に所属し連携している
- 7) 市が委託している他市の相談支援事業所との連携（情報交換、ケース会議等）
- 8) 事例検討会を広域で実施（他地域相談支援事業所に呼びかけ開催している。年 4 回）
- 9) 障害者虐待防止センターを兼ねているので、広域での連絡連携あり
- 10) 障害福祉圏域協議会等への参画
- 11) 数は殆どありませんが、相談支援専門員の研修を隣市と合同で行う
- 12) 県立協議会の委員として参加
- 13) 相談支援員連絡会議への参画
- 14) 他市自立支援協議会委員として参画サビ管研修会講師など各種分野におけるネットワークづくりを実施
- 15) 圏域療育部会・就労ネットへの参画
- 16) 他市町村からのケース依頼
- 17) 地域移行支援事業実施における調整や連携
- 18) 都道府県が設置している広域相談との役割分担をこれから一緒に検討するところです
- 19) 都道府県協議会 情報交換会などへの出席・連携
- 20) 都道府県保健所や、都道府県心障センター等との連携
- 21) 同一事業所で地域アドバイザー事業を実施
- 22) 同事業所法人の相談支援アドバイザーが担当し、1・2 へ参画
- 23) 必要に応じて、市外の相談支援事業所、関係機関、事務所と連絡調整、連携したケース対応、情報交換など
- 24) 圏域の障害者総合相談支援センターとの連携
- 25) 隣の市と 2 市共同で



9) カバーエリアの相談支援専門員への支援の実施について

1. 相談支援専門員からの相談対応
2. 相談支援専門員のネットワーク作り（組織化）
3. 相談支援専門員研修の企画
4. 相談支援専門員研修の実施
5. 相談支援専門員へのスーパーバイズ
6. その他
7. 実施していない

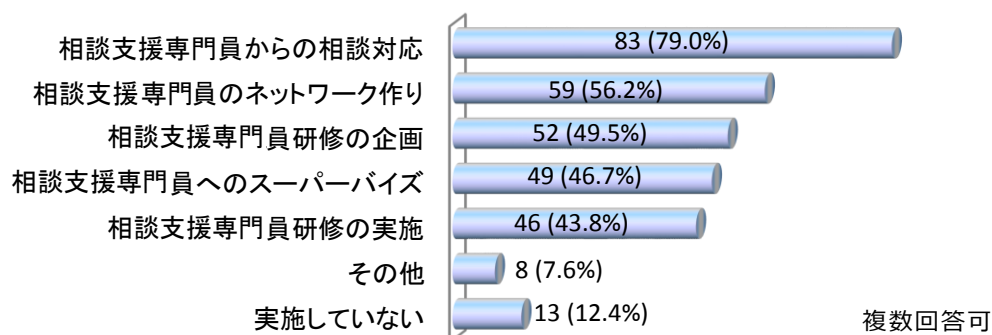


図 14-14 カバーエリアの相談支援専門員への支援

カバーエリアの相談支援専門員への支援についてきいたところ、最も多かったのは「相談支援専門員からの相談対応」で 83 カ所（79.0%）であった。次いで、相談支援専門員のネットワーク作り（組織化）で 59 カ所（56.2%）、相談支援専門員研修の企画が 52 カ所（49.5%）となっている。

その他の内容

- 1) 月 1 回委託相談支援事業所の報告会を実施。2 か月に 1 回関係機関で相談支援連絡会を実施
- 2) 月に 2 回の連絡会を実施、その中で事例検討や制度やサービスの勉強会
- 3) 制度政策や広報等、独自のネットワークにて活動
- 4) 相談支援従事者研修受講者のフォローアップ
- 5) 相談支援専門員の研修は各区ごとではなく、市協議会専門部会として企画しており、そこには参加しています
- 6) 同事業所法人の相談支援アドバイザーと相談支援専門員が相談対応、ネットワーク作り、研修の企画、研修の実施、スーパーバイズを担当

10) サービス等利用計画の評価の実施について

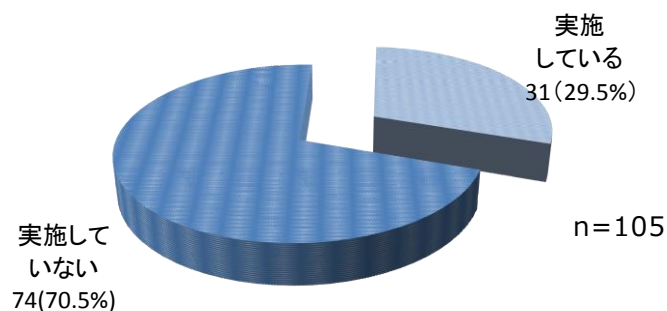


図 14-15 サービス等利用計画の評価

サービス等利用計画の評価について聞いたところ、「実施している」と答えた事業所は 31 カ所（29.5%）、「実施していない」と答えた事業所は 74 カ所（70.5%）であった。また、具体的実施内容は次に示すとおりである。

- 1) 各相談支援専門員が作成した案、計画の決裁(チェック)・アセスメントシートのチェック
- 2) これから方法等を検討するところです
- 3) サービス担当者会議等で修正する機能を日常的に担っている
- 4) サービス調整会議で審議している
- 5) サービス等利用計画
- 6) サービス等利用計画のサービス等利用計画の精査会の実施
- 7) モニタリング
- 8) 基幹事業所内における評価を定期的実施している
- 9) 記入内容の確認不備があったとき再度提出を求める
- 10) 計画書を見て助言を行っている
- 11) 圏域内の相談支援事業所間で評価している
- 12) 厳密にはではないが、計画案、モニタリングの内容をチェックし、必要に応じ、相談支援専門員への指導を行っている
- 13) 現在のところ行政担当が評価を実施している件数が増え、今後事務処理に支障が生じると予想されることから、現在評価に向けた学習会、研修への参加等を行なっている
- 14) 個別ケースによって対応
- 15) 困難事例に限り実施
- 16) 市に提出された計画案、モニタリング報告書の全件をチェックし、訂正、修正などを指示している
- 17) 市委託業務として、別途、地域自立支援協議会で困難事業検討
- 18) 事例検討会及び自立支援協議会でのケース報告
- 19) 自立支援協議会の市町村担当者を中心にケアプラン研究会で行っている
- 20) 障がい者地域ケア会議の実施
- 21) 職員同士での検討、アドバイス
- 22) 全ての計画を精査・調整のうえ市へ提出
- 23) 相談支援専門員と必要時に(サービス利用計画提出時、またはその都度)話し合いながらサービスの内容や今後について検討している
- 24) 評価目的ではないが、概要把握のため目を通して
- 25) 法人内の指定相談支援事業所のサービス等利用計画のチェック、スーパーバイズなど
- 26) 基幹としてやっていない。これから

#### 11) 地域移行～退院支援に関する支援の実施について

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1. 住居サポート事業の受託   | 4. 情報の提供         |
| 2. 地域資源のネットワーク作り | 5. 専門職間のネットワーク作り |
| 3. 社会資源の改善・開発    | 6. その他           |

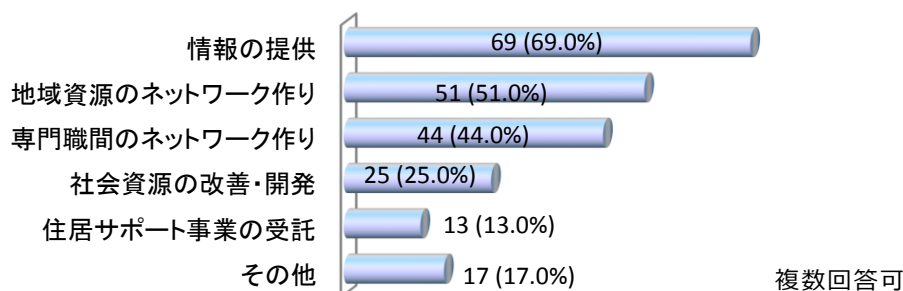


図 14-16 地域移行～退院支援に関する支援の実施

地域移行～退院支援に関する支援について聞いたところ、最も多かったのは「情報の提供」で 69 カ所(69.0%)であった。次いで、「地域支援のネットワーク作り」が 51 カ所(51.0%)、「専門職間のネットワーク作り」が 44 カ所(44.0%)であった。

「その他」の内容は下記に示すとおりである。

## その他の内容

- 1) これから方法等を検討するところです。住居サポート事業の委託は市の委託相談（基幹を含む）含まれています
- 2) 医療機関、行政と連携し地域移行・定着支援を実施している
- 3) 関係機関との連絡調整
- 4) 協議会の地域移行に関するプロジェクトチームへの参画
- 5) 協議会の地域移行専門部会事務局
- 6) 協議会より枝分かれした精神連絡会議等で支援対策の検討等を行う
- 7) 具体的な実施には至っていません。現在、市直営センターが行っており、今年度指定をとった事業所に具体的な内容について協議会を設置しています
- 8) 県地域移行事業受託事業所との情報共有
- 9) 広域圏内 精神保健 社会資源フローチャート作成会議への参画
- 10) 今後の対応
- 11) 事例検討
- 12) 地域移行～退院支援の事業は自治体が、他事業所に委託して実施
- 13) 状況に応じて相談支援事業所と一緒に支援の実施にあたる
- 14) 相談支援アドバイザーが地域資源のネットワーク作り、社会資源の改善・開発、情報の提供、専門職間のネットワーク作りを担当。基幹としての業務としては実施していない
- 15) 退院ではなく入所施設（救護施設）から受けたばかりです
- 16) 地域移行推進のための検討会を実施
- 17) 本人の社会資源見学の同行

## 12) 権利擁護に関する事業の実施について

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| 1. 障害者虐待防止センターの受託 | 4. 権利擁護に関する地域の実態把握   |
| 2. 成年後見利用支援事業の受託  | 5. 権利擁護に関する地域への普及・啓発 |
| 3. 障害者虐待事例への対応    | 6. その他               |

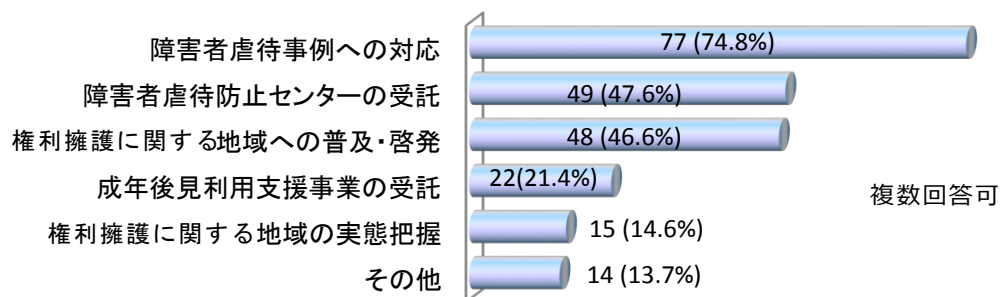


図 14-17 権利擁護に関する事業

権利擁護に関する事業について聞いたところ、最も多かったのは「障害者虐待事例への対応」で 77 カ所（74.8%）であった。次いで「障害者虐待防止センターの受託」で 49 カ所（47.6%）、「権利擁護に関する地域への普及・啓発」が 48 カ所（46.6%）であった。

その他の内容は次に示すとおりである。

## その他の内容

- 1) 虐待相談窓口の設置
- 2) 虐待防止、権利擁護センターの対応については当面、市で対応する事としている
- 3) 虐待防止センターの通報部分の受託  
虐待防止センターは通報窓口受託。成年後見は相談～申立支援。虐待対応は市町村虐待防止センターへ協力
- 4) 権利擁護に関する地域の実態把握や地域への普及・啓発は、権利擁護部会の事務局として実態把握や制度利用を検討
- 5) 権利擁護支援センターとの連携
- 6) 市直営の基幹相談支援センターであるため、虐待防止センターを兼ねている
- 7) 市行政より「権利擁護支援センター」を受託し、連携しながら権利擁護関連事業に取り組んでいる
- 8) 障害者虐待防止センターと併設
- 9) 障害者虐待防止センター委託事業所との連携法人の自主事業として法人後見事業を実施
- 10) 成年後見支援センターとの情報交換
- 11) 全て直営で実施
- 12) 通報後のコア会議、対応
- 13) 通報受付、24時間365日
- 14) 当所の障害者相談支援課には、基幹相談支援センターの他に虐待防止センターも設置されており、困難ケースの場合、一緒に対応することが多い

## 13) 専門相談に関する事業の実施について

1. 発達障害相談支援センターの受託
2. 高次脳機能障害相談支援センターの受託
3. 就業・生活支援センターの受託
4. その他

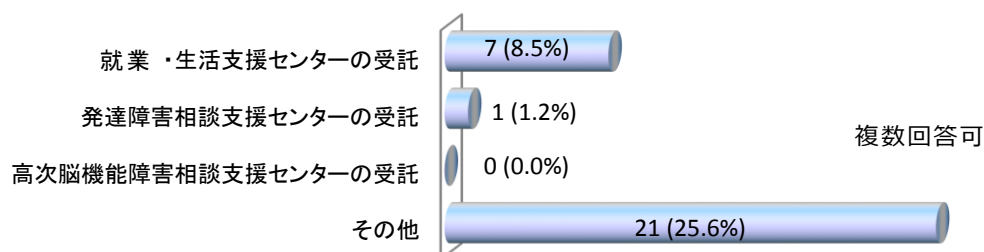


図 14-18 専門相談に関する事業の実施

専門相談に関する事業について聞いたところ、最も多かったのが「就業・生活支援センターの受託」で7カ所（8.5%）であった。次いで、「発達障害相談支援センターの受託」で1カ所（1.2%）であった。「高次脳機能障害相談支援センターの受託」を行っている事業所はなかった。「その他」の内容については、下記に示すとおりである。

## その他の内容

- 1) 「専門相談」は協議会の中に設置された部会に参画するという形で対応
- 2) センターではないが、高次脳機能障害相談を実施
- 3) 各専門機関との連携
- 4) 基幹に、別法人受託の療育等支援事業、発達障害サポートマネージャー及び就業・生活支援センターと、同事務所内で総合支援センターとして連携
- 5) 基幹の受託前より、B型センターの専門相談を行っている基幹業務とは別に医療相談、高次脳機能障害相談、日常生活用具・補装具相談、リハビリ相談を実施
- 6) 協議会、暮らし部会、就労支援部会との連携
- 7) 広域になる為、連携をとっている
- 8) 今後の対応
- 9) 困難事例に対して、弁護士会、社会福祉士会への対応依頼を調整する
- 10) 子ども発達相談室として、就学後から成人の発達障がいについて相談を実施している（就学前については子ども発達支援センターが担当）
- 11) 市、直営の基幹相談支援センターであるため、すべての相談を市で受け、必要時は関係機関につないでいる
- 12) 市内相談支援専門員の法律相談市内相談支援専門員の精神障害者支援相談
- 13) 専門相談については専門機関へつなぐパイプ役を果たしている
- 14) 専門相談に関する事業の実施は現在しておりません
- 15) 相談への対応
- 16) 相談支援の中において発達障害と就労支援については専門のコーディネーターを設置
- 17) 障がい児療育支援事業
- 18) 同法人事務所の発達障がいサポートコーチ(県単)が兼務して担当基幹としてはやっていない
- 19) 難病相談を企画
- 20) 法人内で就業・生活支援センターを委託している

## 14) サービス管理・提供責任者への支援の実施について

1. 個別支援計画のチェック
2. 個別支援計画作成に関するスーパーバイズ
3. その他

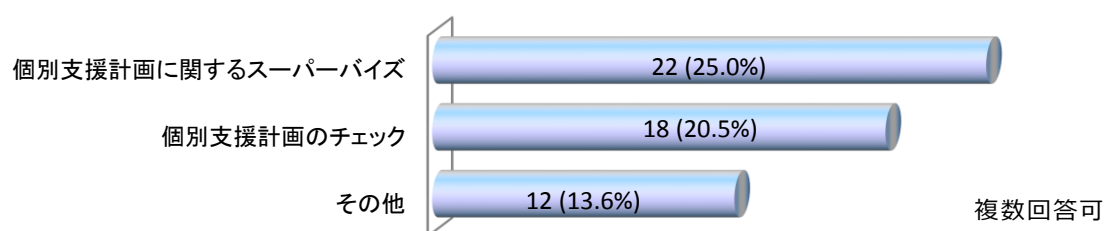


図 14-19 サービス管理・提供責任者への支援

サービス管理・提供責任者への支援について聞いたところ、最も多かったのは「個別支援計画作成に関するスーパーバイズ」で 22 カ所（25.0%）であった。次いで、「個別支援計画のチェック」が 18 カ所（20.5%）、「その他」が 12 カ所（13.6%）であった。「その他」の内容は、次に示すとおりである。

## その他の内容

- 1) サビ管研修、スキルアップ研修講師
- 2) 課題を設定して研修を企画して実施している
- 3) 計画作成にあたっての検討を事業所間で行っている（月7回）
- 4) 研修会
- 5) 研修等
- 6) 市町や相談支援事業所から相談を受けたケースの関わりのひとつとして個別支援計画の作成にかかる会議に出席することがあるが、ルーチンの支援ではない
- 7) 指定特定相談支援事業所で実施
- 8) 事故時やヒヤリハットは当センターに書面で報告を頂き、防止策と一緒に考え助言を実施
- 9) 事例検討
- 10) 相談支援アドバイザーが担当基幹としてはやっていない
- 11) 相談支援専門員研修を実施した際にサービス管理・提供責任者も合わせて対象にした研修を実施している

## 15) 夜間・休日の相談支援体制の整備について

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| 1. 土曜日の窓口開設 | 4. 24 時間電話対応の実施 |
| 2. 日曜日の窓口開設 | 5. 365 日対応の実施   |
| 3. 祝日の窓口開設  | 6. その他          |

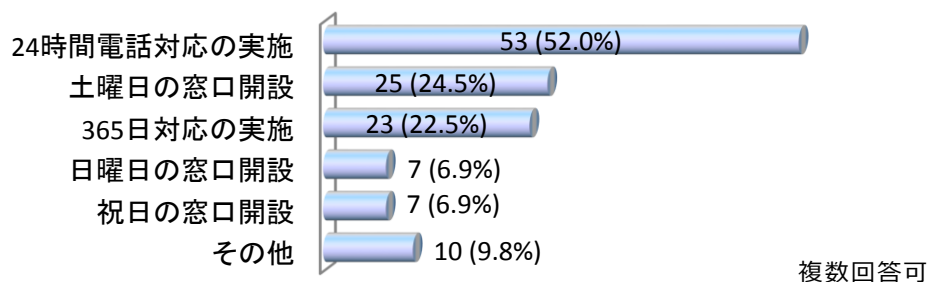


図 14-20 夜間・休日の相談支援体制

夜間・休日の相談支援体制の整備について聞いたところ、最も多かったのは「24 時間電話対応の実施」で、53 カ所（52.0%）であった。次いで、「土曜日の窓口開設」が 25 カ所（24.5%）、「365 日対応の実施」が 23 カ所（22.5%）であった。その他の内容は、「緊急連絡は 365 日」「24 時間の対応。」の記載があった。

|             |   |   |   |   |   |      |
|-------------|---|---|---|---|---|------|
| ○通常の窓口開設時間  | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 | n=96 |
| ○土曜日・窓口開設時間 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 | n=26 |
| ○日曜日の窓口開設時間 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 | n=7  |
| ○祝祭日・窓口開設時間 | 時 | 分 | ～ | 時 | 分 | n=7  |

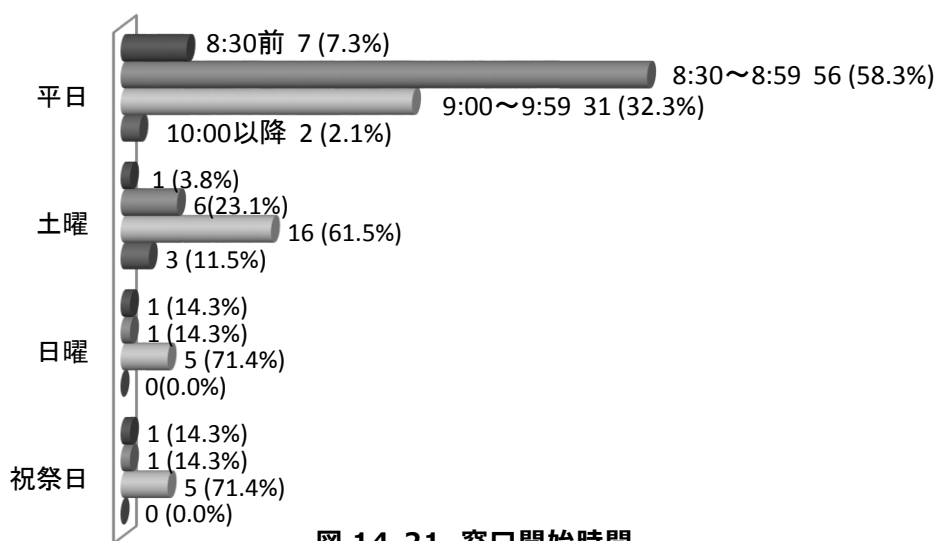


図 14-21 窓口開始時間

窓口開始時間について、平日は、「8:30~8:59」が最も多く、56カ所（58.3%）であった。土曜日、日曜日、祝祭日はいずれも「9:00~9:59」までが最も多い結果となった。

窓口開始時間では、平日、土曜日、日曜日、祝祭日のすべてにおいて、最も早いのは「7:00」、最も遅いのは「10:00」であった。

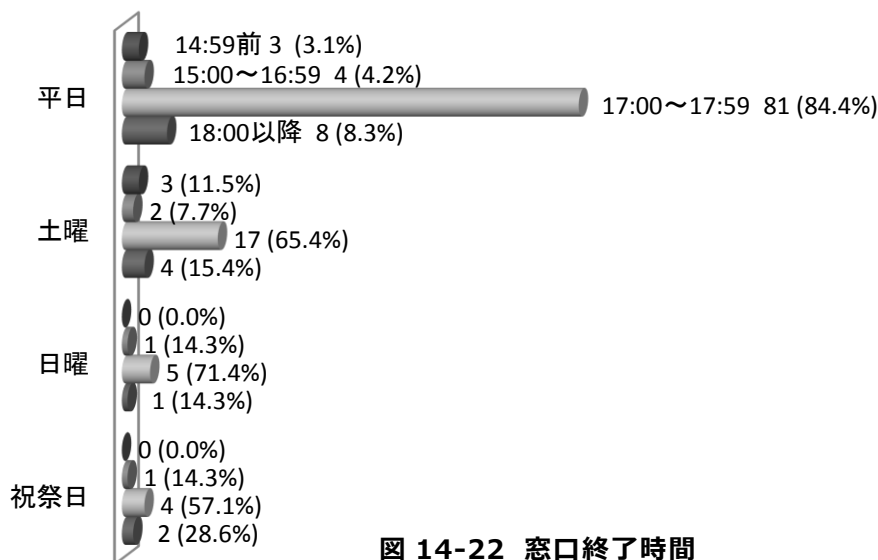


図 14-22 窓口終了時間

窓口終了時間について、平日、土曜日、日曜日、祝祭日のすべてにおいて「17:00~17:59」が最も多い結果となった。

最も早い終了時間は、平日で「14:00」、土曜日で「12:30」、日曜日、祝祭日で「16:00」であった。

最も遅い終了時間は平日、土曜日、日曜日、祝祭日のすべてにおいて「22:00」であった。



問 15. その他、基幹相談支援センターとして、貴事業所の特徴的な取り組みについて教えてください。下の口に内容を具体的にお書きください。

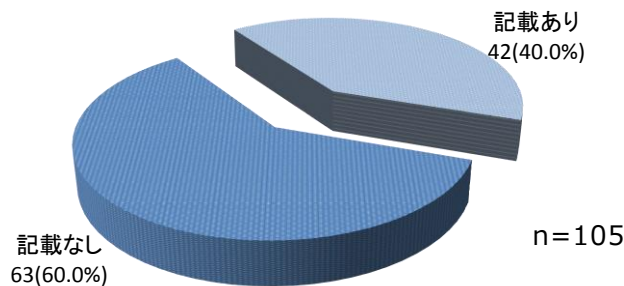


図 15-1 基幹相談支援センターとしての特徴的な取り組み

基幹相談支援センターとしての特徴的な取り組みについてきいたところ、42 カ所 (40.0%) より記載があった。その内容は、下記の通りである。

#### 特徴的な取り組み

- 1) センターの中に市の委託事業としての就労支援部門を持ち、就職、定着支援も行っている。福祉サービス事業所対象の研修会の企画、実施
- 2) 委託市町と協議会の運営について毎月定例会を設けるが、管内の相談支援事業所もふくめた連絡会を定例化している。
- 3) 区障がい者相談支援センターの統括・後方支援
- 4) 地域の相談支援事業所とのネットワーク会議開催 (月 1 原則) 市町村担当者との意見交換会 ②サービス等利用計画を行政と検討及び行政への学習会 (月 1) ③ケアマネ研修 (行政、地域の相談支援専門員、各事業所のサビ管、支援員 (年 8~10 回) 向け) ④計画相談事業所の開拓 ⑤市町村とのケース進行会議 (計画相談者を年度ごとにリストアップしその都度進捗状況を確認、困難ケースの連携に向けて) (市町月 2 回~、村 2 か月に 1 回) ⑥自立支援協議会の事務局として年間 100 日以上会議に出席 (PT 等も含む)
- 5) 24 時間電話対応は、緊急通報システム事業者に委託して対応している。
- 6) 3 障がい対応として、関係 5 法人より 8 名の相談員に出向してもらっている
- 7) 委託元の市と内線がつながっている。委託元の市の職員の事務机が設置され、頻繁に連携がとれる体制になっている
- 8) 委託相談事業所は 5 ヶ所あるが、基幹相談支援センターの委託先としては不十分であり、委託見込みがないことからやむを得ず直営で開始したため、人員もつかず従来の職員が兼務している状況である。
- 9) 外部講師を招いて、市内従事者向けの講演会を実施
- 10) 基幹が中枢となって市内相談支援事業所とネットワークを構築している。「顔」の見える相談支援の連携ができている。計画相談についても、個々に合った相談支援専門員を配置。月二回の連携会議 (1 回は事例検討、1 回は計画相談の調整)
- 11) 基幹相談支援センターは 3 法人 3 事業所で実施。事務局設置の法人 1。サテライト型 2。
- 12) 基幹相談支援センターは他事業所の指導的役割を担う事になるが、センター業務を委託した場合、同じ民間の立場では、指導を受ける側に反発等があるのではと考え、行政直営とした。特定相談支援事業所も同時に直営で開設し、また虐待防止センターも直営で設置していることもあり、虐待事例も含め支援困難と言われる事例を中心とした計画作成を実施している。特徴的な取り組みとしては自立支援協議会の専門部会として「サービスのあり方検討会」を立ち上げ、機関相談支援センターとしてこの専門部会の運営を実施。市内の相談支援事業所の相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、市内相談支援事業所のネットワークの構築、市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報交換などを図ることを目的に部会のメンバーを市内 9 か所の相談支援事業所の相談支援専門員として、9~10 回程度開催。個々のサービス等利用計画により一体的、総合的にサービスが提供されることで真の障害者ニーズに基づく本人中心の支援が受けられ、その人らしく生きる事が出来るような活きた計画となるよう事例検討を中心に検討を重ねている。また、障害者ケアマネジメントを基本に相談支援の中立性、公平性、効果などについて今後検証していく予定。サービス等利用計画の作成等を通じて気付く、不足しているサービスの状況等の地域課題について、他の自立支援協議会の組織との連携を図りながら地域に必要な制度やサービスの改善、開発につながる契機となり、地域における障害者サービスの充実に結びついていくことを期待するものである。
- 13) 基本相談を重視し困難事例に対応することを大切に運営している。虐待フォローや時間外の支援が増加しているが、手当等の支給ができないため、夜間対応は管理者でおこなっている。通常業務の時間外も賃金等でのカバーができておらず、人材の定着も困難を極めている。使命感や志だけでは継続することは難しいと感じる。基幹としての業務内容に適切と思われる業務量を提示、人員配置についても目安を公表してもらえば助かる。市町の財政難に押し込まれて業務せざるを得ない現状をなんとか改善してもらいたいと思っているが。
- 14) 計画相談対象者の担当相談支援事業所の振り分け。
- 15) 月 1 回委託相談支援事業所の報告会を行っている。
- 16) 圏域 4 市町村の相談支援及びサービス提供において寄せられる相談 (市町村や事業所等からの依頼) を受け、ケア会議に出席し、客観的に問題の整理を行うのが主な役割
- 17) 今は、県事業として、被災地における障がい福祉サービス基盤整備アドバイザー、地域療育等支援事業、発達障



- がいサポートビューア(担当1人)。相談支援事業所としては、一般・特定障害児委託(1市、1町3村。担当2人)。基幹としては、権利擁護、虐待防止センター、協議会運営補助のみを1町3村から(担当1人に、上記3人の手伝いが入る)うちの1事業所(3人と兼務の事務1人)でやっていて、次年度に協議会3つを合併の節もあり、そうすると基幹は別法人にちゃんとした形で委託するみたいです
- 18) 今年4月に立ち上げたばかりで相談支援自体の認知度がかなり低い状態です。
- 19) 今年度、事業を受託したばかり。正直言って基幹相談支援センターとして、どのようなことに取り組んでいけばいいのかわからない状態です。今後は広域市町村(委託権者)と自立支援協議会(実務担当者会議)の場を通して、運営方法について意見交換を行っていききたい。
- 20) 司法書士会との連携による法律相談と人権擁護に関する支援の実施。専門職による相談支援専門員への専門的指導、助言(支援に関すること、計画相談の作成について)
- 21) 市内の13の相談支援事業所から構成される障害者相談支援事業所連絡協議会を立ち上げ、代表者会議・定例会・各種委員会にて活動
- 22) 市役所と月1回の定期会議の中で、あり方の検討、業務調整を行っている。今後は障害者週間記念事業(市開催事業)を企画運営している。相談支援業務所訪問を実施し、連携を図っている。今後は合同ケース会議などの開催を検討中である。
- 23) 市役所直営のため、月～金の通常勤務帯の対応以外に夜間帯および土日祝日については日直や警備員を通じて連絡体制を整え対応している
- 24) 受託先は社会福祉協議会 他の法人からスーパーバイザーに出向してもらっている 1名常勤 3名非常勤
- 25) 就業・生活支援センターを併設しており、相談支援事業と連携した対応、虐待通報・生活安定支援相談を24時間365日実施している。
- 26) 障害者虐待について、相談の中から把握することが多いということから基幹の役割として防止センターの役割を一部担っている。
- 27) 障害者虐待防止センターを兼ねており、虐待については専用窓口を設け、24時間365日の対応を実施している
- 28) 専任職員は常時市役所配置。基幹センターは相談支援事業所。場所が別でやりにくい。
- 29) 相談支援体制、とりわけ地域の支援力の向上に力を入れています。相談支援専門員の資質向上に向けたSVやケアプランに対する助言、障害者福祉サービス事業所に対する支援計画作成助言や運営面に対する助言を行っています。
- 30) 総合支援連絡協議会の事務局や虐待防止センターの窓口も基幹センターの担当者が対応している。訪問などで聞く訴えも含め、生活の中で困っていることに直営でありすぐに対応できる。就労セミナー(パソコン教室)、携帯の使い方講座(スマホ教室)等。
- 31) 総合相談支援センターの中に就業・生活支援センターと基幹相談支援センターが存在する
- 32) 地域包括支援センターの中に基幹相談支援センターを設置しているため、家族が複合的に抱えている課題(障害や高齢)に対して包括的にかかわっている。
- 33) 当センターはもともと、身体障害型センター、自立訓練(機能訓練)、地活Ⅱ型事業を区営で行っていた。そこに基幹と虐待防止センターを重ねた。
- 34) 特にありませんが、基幹相談支援センターとして計画相談の作成は全く行なっていません。地域内指定特定事業所が担い、センターとしては困難事例を含む基本相談のみ対応しています。
- 35) 特徴と言えるものはまだ無く、むしろこれから作りあげて行かねばならない課題と考えています。
- 36) 特徴的な取り組みとして意識はしておりますが、よろず駆け込み寺的役割を担っていくことを心がけております。
- 37) 平成26年度末のプラン作成に向け少ない人員体制の中で、日々取り組んでいる。
- 38) 本市の基幹相談支援センターは主に障害者虐待防止センターの機能を担うものとして委託にて実施しているものです。従って、上記以外の事業は障害者の権利擁護に関する事務を除いては基本的には行っておりません。
- 39) 本人中心支援計画作成に於いて、市独自の書式を使用して丁寧なアセスメントを行い、本人の生き方に着目した自立(エンパワメント)に繋げる支援を行う。また、指定特定事業所が作成する計画を本人と共に完成させ、合意によって計画のサポートを行う。
- 40) 毎月第1・3(月)15:00～17:00 基幹相談支援センター会議を開催。ケース検討、計画相談の進捗状況管理など。月1回委託相談事務所を訪問し、意見交換
- 41) 問14、協議会の運営に関してですが、基幹型とは別に8年前より相談支援業務委託として参加しております。

問 16. 基幹相談支援センターとしての貴事業所の現在の状態をどのように認識していますか。その内容を教えてください。

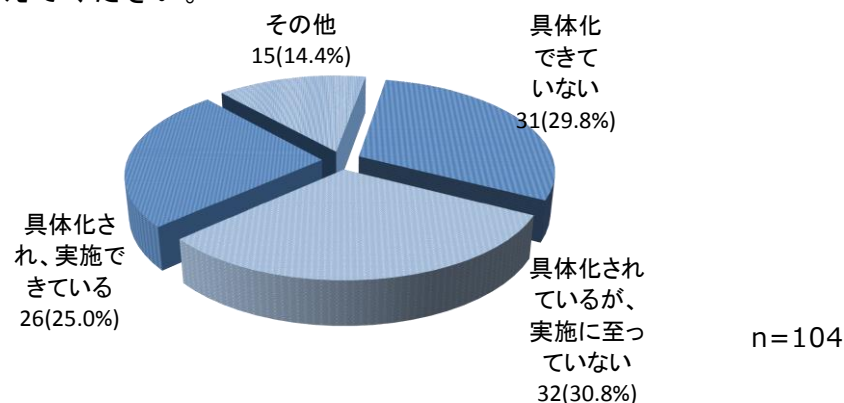


図 16-1 基幹相談支援センターの業務内容

基幹相談支援センターの現在の状況について聞いたところ、最も多かったのが「具体化されているが、実施に至っていない」で 32 カ所（30.8%）であった。次いで、「具体化できていない」が 31 カ所（29.8%）、「具体化され、実施できている」が 26 カ所（25.0%）であった。「その他」の内容は、下記に示すとおりである。

その他の内容

- 1) 「だめ」委託内容がうすいので、他事業でサポートしている感じ県事業が基幹内容とほぼ同じなため、役割はこなしていると思いたいが、それは基幹とは言えないととても薄く、型だけの委託にうまくのせられた感じ
- 2) イメージ通りに実施したいが、不十分であること
- 3) これまでの委託事業に上乘せの基幹機能を実施しており、指定事業所、委託相談との役割分担中
- 4) 委託費が十分でないまま様々な業務を行っている基幹としてのイメージは具体化できているが、人員配置、人材確保もままならず、基幹としての役割が果たせるか不安である
- 5) 基幹としてのイメージを具体化し、実施しているが、地域に周知、理解されているかは判断できない
- 6) 業務内容の柱は協議会等で協議され明確になっています現在市市委託相談支援事業所、自立支援協議会等から取り組むべき具体的な課題について聞き取り調査をしている段階です。以下の質問への回答は実施済みではなく  
※以下の質問への回答は実施済みでは無く予定されている業務です。
- 7) 元々地域における委託事業所は一カ所だけだったのが、今回は指定特定相談の事業者が増え、今後はその中核的な役割を担っていくものと認識している
- 8) 国のイメージのまま、当てはまらない市町村単独であり、自分達で事業を起こさないと 障がい者 の人たちは救えない
- 9) 市は基幹型のイメージのようだが、実際は市内の事業所はそうではない
- 10) 人口 5,000 未満の行政直営
- 11) 設置後間もなく今後検討
- 12) 中核としてはまだスキル、経験が不足している 6 ヶ月が経過し地域・関係機関からの相談件数は増加しており総合窓口としての役割を実施出来ていると考える
- 13) 明確な看板をあげている訳ではなく、市との委託内容がほぼ基幹型にあてはまっているとの確認で仕事をしている

2) 次の業務の内、基幹相談支援センターとして確実に実施できている番号を全て選び、○をつけてください。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 総合的な相談業務（3 障害に対応） | 8. 高齢サービスとの連携     |
| 2. 成年後見制度利用支援事業      | 9. 協議会の運営         |
| 3. 困難事例への対応          | 10. 地域移行のネットワーク作り |
| 4. 地域の事業所へのスーパーバイズ   | 11. 虐待事例への対応      |
| 5. 相談の質を上げる研修の提供     | 12. 障害児教育分野との連携   |
| 6. 事業所内の 0JT 指導      | 13. 行政の窓口との連携     |
| 7. 地域相談事業所との連携       | 14. その他（具体的に      |

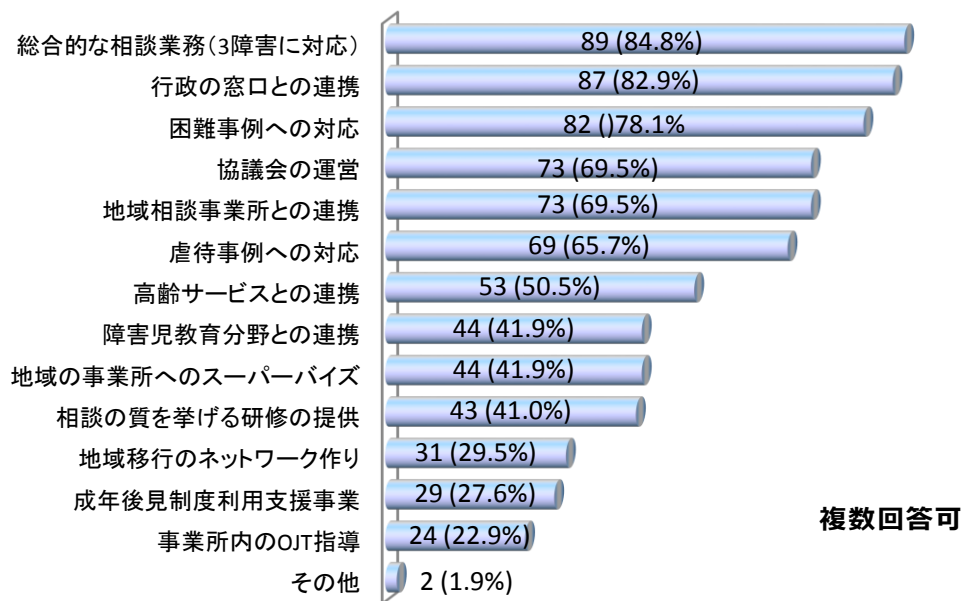


図 16-2 確実に実施できている業務

基幹相談支援センターとして確実に実施できている業務について聞いたところ、最も多かったのは、「総合的な相談業務（3 障害に対応）」で 89 カ所（84.8%）であった。次いで「行政の窓口との連携」で 87 カ所（82.9%）、「困難事例への対応」で 82 カ所（78.1%）であった。その他の内容は、下に示すとおりである。

その他の内容

- 1) 現在市内委託相談支援事業所では取り組み困難な業務を中心に考えています
- 2) 司法と連携
- 3) 現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが出来ているかどうかを伺います。

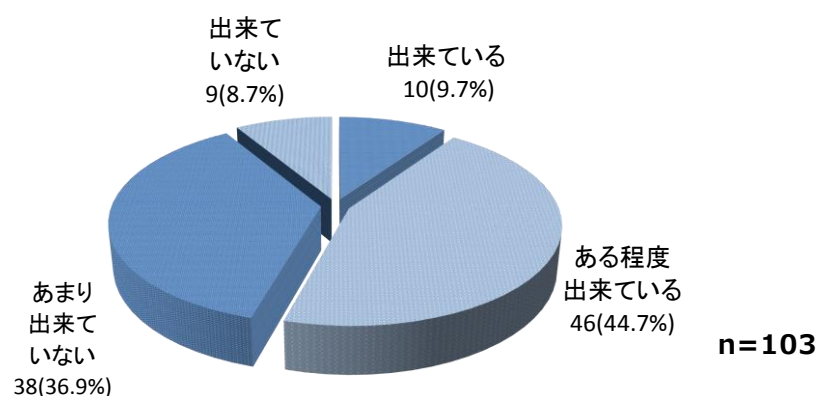


図 16-3 地域における相談支援の中核的な役割

現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが出来ているかを聞いたところ、最も多かったのが「ある程度出来ている」で 46 カ所（44.7%）であった。次いで、「あまり出来ていない」が 38 カ所（36.9%）、「出来ない」が 9 カ所（8.7%）であった。

4)【上の設問で3. 4.】を選ばれた事業所に伺います。その原因はどのようなことだと考えていますか。当てはまる番号を全て選び、○をつけてください。

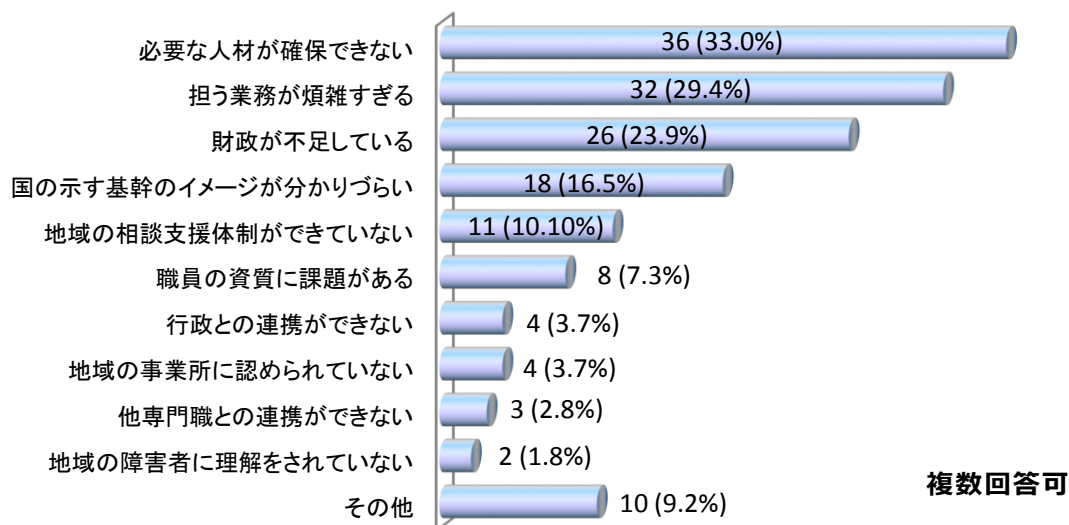


図 16-4 中核的役割が実施できない原因

現在の職員で、地域における相談支援の中核的な役割を担うことが「あまり出来ていない」「出来ていない」と答えた事業所にその原因を聞いたところ、最も多かったのは「必要な人材が確保できない」が36カ所（33.0%）であった。次いで「担う業務が煩雑すぎる」で32カ所（29.4%）、「財政が不足している」26カ所（23.9%）であった。「その他」の具体的な原因については、下記に示すとおりである。

その他具体的に

- 1) 140万で何が出来る。協議会主体で委託もよいけど、他事業でサポートするならするで、その体制を作らなきゃもったいない
- 2) 3事業所での運営であり、まだ拠点は持っていない。協議会の運営＝機関事業として捉えている。
- 3) 一般相談の件数が多く、しかも困難ケースが多い
- 4) 基幹が担う役割と人口規模の比率が大きすぎる点
- 5) 基幹支援センターに求められている役割（業務内容）や方向性が具体的に明確になっていない。
- 6) 行政の役割と相談支援事業所の役割の違いが明確ではない。
- 7) 地域の相談支援体制はまだ不十分ですし大都市に基幹相談支援センター一カ所ではとうていカバーしきれないと考えています。
- 8) 民間は行政の下請け的な業務は出来ない。民間の独自性が発揮できる物にする必要を感じます。

問 17. 今後の展望・構想について伺います。考えておられることがあれば下の下線に、お考えを書いてください。

### 1. 設置場所の変更等

#### 設置場所の変更等

---

- 1) 2018年移転予定
- 2) もう少し交通の便のよい所に移動したい
- 3) 委託金の中で家賃を支払うだけの財産が少ない
- 4) 委託相談・地活Ⅰ型を併設しており、増え続ける相談及び利用件数に対応するため、場所の拡大を行う予定です
- 5) 現在のところ、特に変更予定はありません
- 6) 現在市域中心部に位置し、交通アクセスも良いので変更は考えていません
- 7) 高齢者の包括支援センター、権利擁護センター、社会福祉協議会の地域担当等と同じフロアで仕事ができ、連携しやすいようにするために、場所変更は可能性としてありうる
- 8) 市役所近くに設置予定
- 9) 市役所配置のためやりにくい
- 10) 出来れば駅前に建物を借りて、基本センター単体でやってみたいです
- 11) 震災後の復興計画の中で市の福祉センターに位置づけられている
- 12) 庁舎内での移転の可能性
- 13) 庁舎内に変更する予定
- 14) 二市一村より委託を受けている現在はその中心部に事業所を設置しているが、交通の便が悪く利用者に負担をかけている他へ移転を検討中
- 15) 法人内事業所から単独へ
- 16) 適切
- 17) 考察中
- 18) 考えていない
- 19) ありません
- 20) 今のところ、特にありません

### 2. 設置方法の変更等

#### 設置方法の変更等

---

- 1) H26より外部委託予定
- 2) 指定管理業務であるが、市からの介入が多いため今後はもう少し自立した運営をしていく
- 3) 実態としての事業であり、相談支援事業所及び人員が増えれば、事業所として事務員を集め拠点として運営していきたい
- 4) 相談支援事務所と併設しているが、いずれ分離したい

### 3. 設置形態の変更等

#### 設置形態の変更等

---

- 1) 1市1町による共同設置であり、市に設置されていることから、町へ定期的に相談支援員を出向（配備）することを検討中
- 2) H26より外部委託予定
- 3) 委託相談と基幹相談の整理中
- 4) 現在、直営で実施しているが、委託をしている
- 5) 相談業務所との併設ではなく、単独での運営の方が中立性が保てるのではないかと

#### 4. 設置規模（エリア人口規模に応じて複数設置予定等）

設置規模・エリア人口規模に応じて複数設置予定等

---

- 1) サテライト型で事業内容と特化したセンター
- 2) 市は範囲が広すぎる
- 3) 少なくとももう一カ所でできれば合計四ヶ所あれば
- 4) 中圏域を対象とした「相談支援ステーション」を市内3カ所に整備予定
- 5) 隣市と別の協議会となっているが、いずれは合同で運営出来れば望ましい
- 6) 適切

#### 5. 運営方法の変更等

運営方法の変更等

---

- 1) 委託契約のみを中心に運営すべきだが、当時者や事業所からの対応にこたえられない
- 2) 計画相談業務と基幹相談支援業務をする職員を区別して配置
- 3) 現在は社協運営であるが、将来的に特化法人へ移行を目指す
- 4) 行政と民間との役割分担を明確にすべきと思う
- 5) 今のところ、特にありません
- 6) 将来は委託相談事業所に委託をしたい
- 7) 地域担当制に変える

#### 6. 委託先の変更等

委託先の変更等

---

- 1) 協議会 ①1市 ②1町3村 ③2町3村 が合併すれば、他法人に委託する様子
- 2) 年数を決めて再びプロポーザルもありか
- 3) 複数市町からの委託から一市だけからの委託

## 7. 配置職員数・資格要件の変更等

### 配置職員・資格要件の変更等

- 1) 若い職員(有資格者)の人材確保・事務員兼相談支援員(インテークワーカー)の複数配置
- 2) センターの専従職員4人から7人への増
- 3) 基幹相談支援センター専属の職員、配置数が必要
- 4) 基本相談や困難事例が多く、また自立支援協議会の事務局もとなると現在の職員数では難しいため、持ち出し覚悟で1名増員したい
- 5) 計画相談に対応できる相談専門員の確保
- 6) 兼務では難しいと感じている
- 7) 現状維持を要求中、社会福祉士必須化へ
- 8) 財源的に有資格者の確保、職場定着が難しい主に処遇の面が不十分実務重視の相談支援専門員が資格要件に加わらないのはおかしいのでは?
- 9) 三障害に対応しているため、一障害2名(男、女)計6名の相談支援専門員が必要と考える
- 10) 社会福祉士に限定で人材確保が困難複数配置希望
- 11) 職員数が限られていると全ての課題をカバーすることができないため、取り扱う範囲を検討する必要がある
- 12) 職員数の増加を希望するも実現は難しそう
- 13) 精神保健福祉士の配置を検討中
- 14) 設置箇所数を増やすか、人数の増員を
- 15) 専任で最低1名の常勤が必要
- 16) 専任体制予定
- 17) 相談業務を行う職員は社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員・介護支援専門員のみとする他に職員は1名程度
- 18) 相談支援員の人数増
- 19) 配置職員数(専門職)の増員
- 20) 変更予定はないが、将来的に永続的な出向職員の確保が難しい可能性がある
- 21) 有資格者、有キャリアの人材確保

## 8. 業務内容の変更・追加等

### 業務内容の変更・追加等

- 1) これ以上業務内容は増やせない
- 2) 個別ケースを中心としない基幹の相談支援専門員のあり方は検討中
- 3) 指定障害児相談支援の追加
- 4) 自立支援協議会の組織、構成等の見直し
- 5) 成年後見制度利用支援事業の追加を検討
- 6) 難病相談を企画で発達障害の二重掘り起こしも課題だが、まだ対応できていない

## 9. その他

### その他

- 1) 設置したばかりなので、今後改善点などが発生した場合には、検討し、対応していく予定です
- 2) ほかの地域によっては行政・運営法人が相談支援事業に対する理解が希薄なところも見受けられるので、もう少し国・県なりが市町村・運営法人への働きかけを強めて頂きたいと願っています
- 3) 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、指定相談支援事業それぞれの役割を地域相談支援体制の中で明確化する
- 4) 基幹相談支援センターとして、相識対応の確立
- 5) 基幹相談支援センターのあり方については地域自立支援協議会や市町村と随時協議していきたい
- 6) 指定特定相談支援事業所の併設
- 7) 私の次を担える人材をどう育てていくかが課題
- 8) 市の業務と圏域の業務があるので、圏域の職員の配置を希望
- 9) 地域包括支援センターと同じ場所に設置し連携できる
- 10) 予算の拡大

問 18. 最後に、この調査票を記載された方の個人プロフィールを教えてください。

1) 年齢と性別

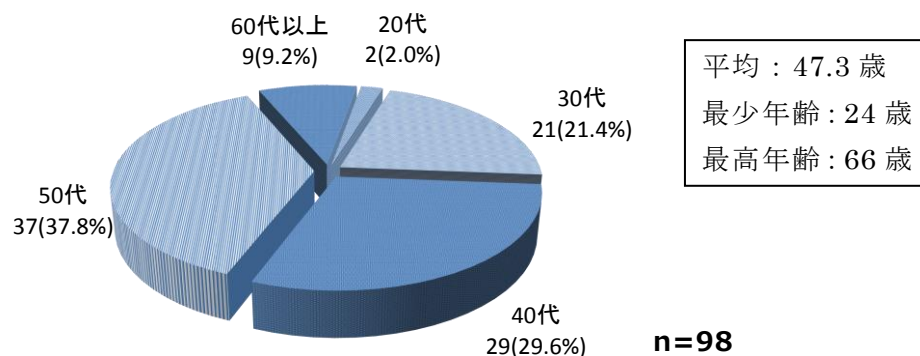


図 18-1 記載者の年齢

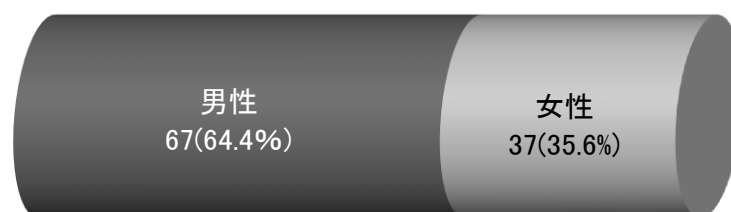


図 18-2 記載者の性別

記載者の年齢は、平均年齢が 47.3 歳、最少年齢が 24 歳、最高年齢が 66 歳であった。また、最も多い年齢層は 50 代で 37 名（37.8%）、次いで 40 代で 29 名（29.6%）であった。

性別については、男性が 67 名（64.4%）、女性が 37 名（35.6%）で、男性が 6 割を越えていた。

2) 相談支援の経歴

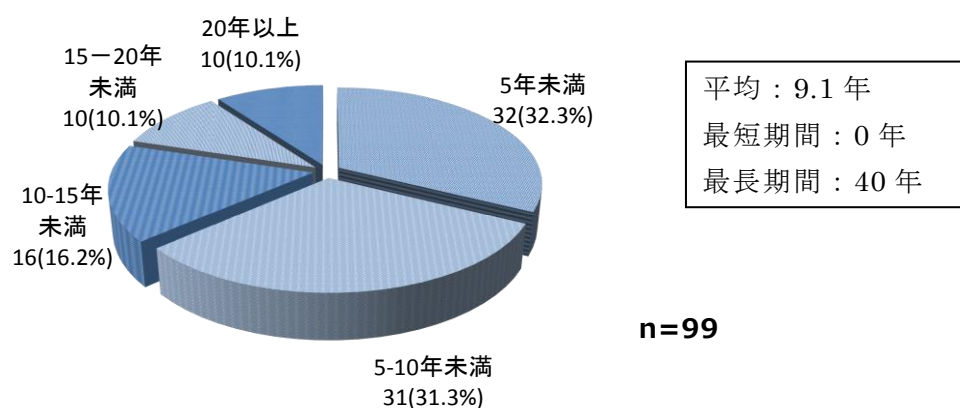


図 18-3 記載者の相談支援経験年数

記載者の相談支援経験年数は、平均 9.1 年、最長期間は 40 年、最短期間が 0 年であった。

また、最も多い経験年数層は「5 年未満」で 32 名（32.3%）、次いで「5 年以上 10 年未満」31 名（31.3%）、「10 年以上 15 年未満」16 名（16.2%）であった。



### 3) 取得資格

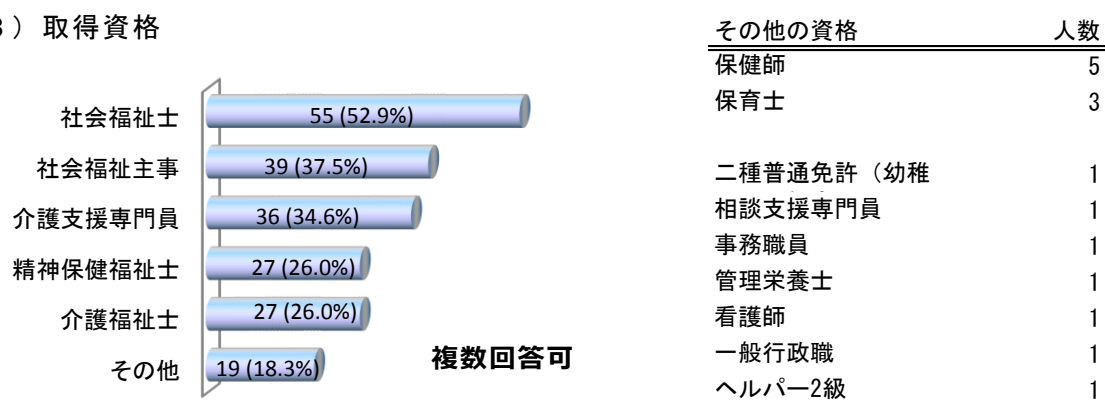


図 18-4 記載者の所有資格

記載者の所有資格について、最も多かったのは「社会福祉士」で 55 名（52.9%）であった。次いで「社会福祉主事」39 名（37.5%）、「介護支援専門員」36 名（34.6%）であった。その他の所有資格については、上に示すとおりである。

### 4) 相談支援専門員研修の受講

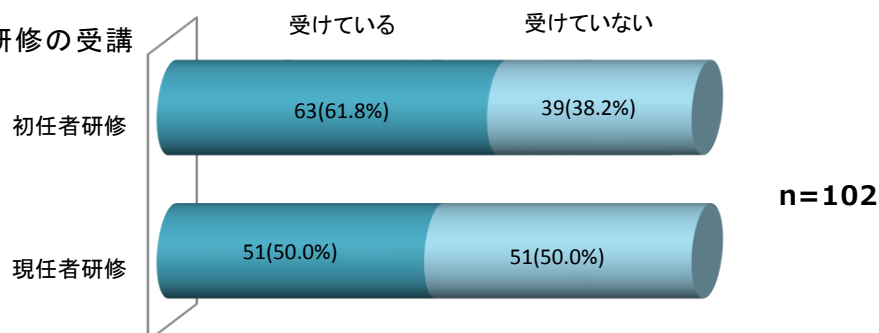


図 18-5 相談支援専門員研修の受講

記載者の相談支援専門員研修の受講状況を聞いたところ、「初任者研修」については、63 名（61.8%）が受講していた。また、「現任者研修」については、51 名（50.0%）が受講しており、ともに 5 割を越えていた。

### 5) 事業所での職責

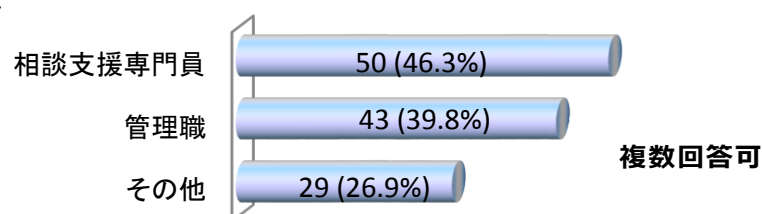


図 18-6 事業所での職責

記載者の現在の事務所での職責をきいたところ、「相談支援専門員」が最も多く 50 名（46.3%）であった。次いで「管理職」が 43 名（39.8%）、「その他」が 29 名（26.9%）であった。その他の内容については、次に示すとおりである。

| 事業所での職責 具体的内容                     | 人数 |
|-----------------------------------|----|
| 係長                                | 3  |
| 相談支援員                             | 3  |
| 課長補佐                              | 2  |
| 相談員                               | 2  |
| センター長                             | 1  |
| 委託者である行政担当者                       | 1  |
| 一担当者                              | 1  |
| 行政の係長職                            | 1  |
| 市障害福祉課                            | 1  |
| 指導係長                              | 1  |
| 事務局員                              | 1  |
| 事務職員                              | 1  |
| 社会福祉士                             | 1  |
| 主任                                | 1  |
| 主任相談支援員                           | 1  |
| 相談支援アドバイザー、発達障がいサポートコーチを担当している副主任 | 1  |
| 担当係長                              | 1  |
| 保健師                               | 1  |
| 法人運営                              | 1  |
| 未設置                               | 1  |
| 役場職員主査職                           | 1  |

### 第3節 分析と考察

#### 《アンケート内容の分析》

##### 1. 設置の経緯

###### 設置経緯

|     |            | 度数  | %     | 有効%   | 累積%   |
|-----|------------|-----|-------|-------|-------|
| 有効  | 協議会の検討     | 18  | 16.5  | 17.8  | 17.8  |
|     | 行政の主導      | 73  | 67.0  | 72.3  | 90.1  |
|     | 相談支援事業所の要望 | 3   | 2.8   | 3.0   | 93.1  |
|     | 当事者        | 1   | .9    | 1.0   | 94.1  |
|     | その他        | 6   | 5.5   | 5.9   | 100.0 |
|     | 合計         | 101 | 92.7  | 100.0 |       |
| 欠損値 | 無回答        | 8   | 7.3   |       |       |
| 合計  |            | 109 | 100.0 |       |       |

設置の経緯について調べたものが上の表である。行政主導で設置された基幹相談支援センター（以下：基幹センター）と協議会の検討の結果から設置された基幹センターに大きく大別される。そこで、行政主導型と協議会の検討・事業所の要望等の基幹センターをそれぞれのグループとして比較検討することにする。

###### 設置経緯2分

|     |        | 度数  | %     | 有効%   | 累積%   |
|-----|--------|-----|-------|-------|-------|
| 有効  | 協議会検討型 | 28  | 25.7  | 27.7  | 27.7  |
|     | 行政の主導型 | 73  | 67.0  | 72.3  | 100.0 |
|     | 合計     | 101 | 92.7  | 100.0 |       |
| 欠損値 | 無回答    | 8   | 7.3   |       |       |
| 合計  |        | 109 | 100.0 |       |       |

協議会検討型は28カ所(27.7%)協議会の検討、相談支援事業所の要望、当事者、その他を含む)であり、行政主導型は73カ所(72.3%)である。

###### 常勤専従職員人員階層

|     |      | 度数  | %     | 有効%   | 累積%   |
|-----|------|-----|-------|-------|-------|
| 有効  | 0人   | 31  | 28.4  | 29.0  | 29.0  |
|     | 1-2人 | 29  | 26.6  | 27.1  | 56.1  |
|     | 3-4人 | 29  | 26.6  | 27.1  | 83.2  |
|     | 5-6人 | 8   | 7.3   | 7.5   | 90.7  |
|     | 7人以上 | 10  | 9.2   | 9.3   | 100.0 |
|     | 合計   | 107 | 98.2  | 100.0 |       |
| 欠損値 | 無回答  | 2   | 1.8   |       |       |
| 合計  |      | 109 | 100.0 |       |       |

上の表は常勤職員の数を表にしたものである。常勤職員がいない基幹センターが31カ所(29.0%)ある。本調査で回答を求めた基幹センターの1/3に常勤職員がいないという現実をどのように受け止めればよいのであろうか。

常勤専従職員が「いる」か「いない」で常勤職員数を二分し、設置経緯を「協議会の検討や相談支援事業所の要望、当事者」（以下：協議会検討型とする）と「行政の主導型」してクロス $\chi^2$ 乗検定した結果が以下の内容である。P 値が 0.05 以下を有意差があると判定し、0.1 以下ではその傾向があると判断した。

設置経緯2分と 常勤専従職員 2 分 のクロス表

|        |            | 常勤専従職員 2 分 |       | 合計     |
|--------|------------|------------|-------|--------|
|        |            | 専従なし       | 専従あり  |        |
| 設置経緯2分 | 協議会<br>検討型 | 度数         | 3     | 28     |
|        |            | %          | 10.7% | 100.0% |
|        | 行政の<br>主導型 | 度数         | 26    | 73     |
|        |            | %          | 35.6% | 100.0% |
| 合計     |            | 度数         | 29    | 101    |
|        |            | %          | 28.7% | 100.0% |

( $p < 0.05$ )

協議会検討型で立ち上げた基幹相談支援センター（以下：基幹センター）は行政主導型で設置されたものと比較すると専従職員が配置されている割合が有意に高いという結果であった。協議会検討の後に設置された基幹センターでは、その役割が検討され、常勤職員が必要であるとの認識から、このような結果が示されたのではないのかと推測される。また、常勤兼務職員について有意差が見られなかった。

さらに、市町村単独型と複数市町村共同設置でみると、協議会検討型は共同設置の割合が有意に高いことがわかる。行政主導型はどうしても市町村単独型になるという特徴があるとの結果である。

設置経緯 2 分と 設置状況 のクロス表

|        |            |    | 設置状況  |               | 合計     |
|--------|------------|----|-------|---------------|--------|
|        |            |    | 市町村単独 | 複数市町村<br>共同設置 |        |
| 設置経緯2分 | 協議会<br>検討型 | 度数 | 18    | 9             | 27     |
|        |            | %  | 66.7% | 33.3%         | 100.0% |
|        | 行政の<br>主導型 | 度数 | 65    | 8             | 73     |
|        |            | %  | 89.0% | 11.0%         | 100.0% |
| 合計     |            | 度数 | 83    | 17            | 100    |
|        |            | %  | 83.0% | 17.0%         | 100.0% |

( $p < 0.05$ )

次に、設置経緯とエリア人口を単純にクロス集計する次項の表となる。協議会検討型は 5～10 万人未満、20～30 万人未満の割合が高いことがわかる。一方、行政の主導型では、5 万人未満、10～20 万人未満の割合が高くなっている。この結果から一概には言えないが、協議会検討型は小さな市町村が集まり、5～10 万人規模で基幹センターを設置していることがわかる。複数の市町村が共同設置する場合には、それぞれの市町村の意向を調整する必要があり、十分な検討の後に複数市町村が共同で設置しているものと推測される。

設置経緯 2 分とエリア人口 のクロス表

|          |            |    | エリア人口 |                  |                   |                   |                   |        | 合計     |
|----------|------------|----|-------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------|--------|
|          |            |    | 5万人未満 | 5万人以上<br>～10万人未満 | 10万人以上<br>～20万人未満 | 20万人以上<br>～30万人未満 | 30万人以上<br>～50万人未満 | 50万人以上 |        |
| 設置経緯 2 分 | 協議会<br>検討型 | 度数 | 5     | 10               | 2                 | 6                 | 3                 | 2      | 28     |
|          |            | %  | 17.9% | 35.7%            | 7.1%              | 21.4%             | 10.7%             | 7.1%   | 100.0% |
|          | 行政の<br>主導型 | 度数 | 16    | 15               | 24                | 8                 | 4                 | 5      | 72     |
|          |            | %  | 22.2% | 20.8%            | 33.3%             | 11.1%             | 5.6%              | 6.9%   | 100.0% |
| 合計       | 度数         |    | 21    | 25               | 26                | 14                | 7                 | 7      | 100    |
|          | %          |    | 21.0% | 25.0%            | 26.0%             | 14.0%             | 7.0%              | 7.0%   | 100.0% |

## 2. 基幹相談支援センターの業務内容に関する質問

### 1) 基本相談

設置経緯 2 分と 基本相談 のクロス表

|        |            |    | 基本相談   |         | 合計     |
|--------|------------|----|--------|---------|--------|
|        |            |    | 実施している | 実施していない |        |
| 設置経緯2分 | 協議会<br>検討型 | 度数 | 23     | 5       | 28     |
|        |            | %  | 82.1%  | 17.9%   | 100.0% |
|        | 行政の<br>主導型 | 度数 | 69     | 4       | 73     |
|        |            | %  | 94.5%  | 5.5%    | 100.0% |
| 合計     | 度数         |    | 92     | 9       | 101    |
|        | %          |    | 91.1%  | 8.9%    | 100.0% |

(p&lt;0.05)

基本相談に関しては、行政主導型は実施しているが 69 カ所 (94.5%) であり、一方、協議会検討型は、実施していないが 5 カ所 (17.9%) と実施していない割合が有意に高くなっている。基幹センターの業務として「基本相談」を入れていない割合が高いということは、基幹センターの役割がしっかりと認識されている比率が高いということであると推測される。

設置経緯と設置形態をクロス集計してみると基幹センターと相談支援事業所の併設が協議会検討型では 28 箇所の内 12 箇所 (42.9%) であり、行政主導型は 73 箇所の内 41 箇所 (56.2%) と半数を超えている。単純集計結果であるが、14 ポイントも行政主導型は相談支援事業所との併設型が多いことになる。

基幹センターが基本相談を実施するかどうかは、センターの運営理念と関係していると思われる。センター職員の相談支援能力を落とさないためには、基本相談を担当することが必要なことから実施すると考える場合もあると思われる。しかし、この結果からは行政主導の基幹センターではセンターの理念とは関係なく、相談支援事業所を併設しているから必然的に基本相談を受理しているという結果である。一概には言えないかもしれないが、基幹センターのあり方を行政主導型ではとても安易に捉えていると推測することができる。

設置経緯2分と設置形態のクロス表

|            |            |    | 設置形態          |                               |                                        |                                        |                       | 合計     |
|------------|------------|----|---------------|-------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------|--------|
|            |            |    | 基幹センター<br>単独型 | 基幹センター<br>と相談支援<br>事業所併設<br>型 | 基幹センター<br>と相談支援<br>事業所とブラ<br>ンチ併設<br>型 | 基幹センター<br>と相談支援<br>事業所とブラ<br>ンチ併設<br>型 | ネットワーク<br>型基幹セン<br>ター |        |
| 設置経緯<br>2分 | 協議会<br>検討型 | 度数 | 10            | 12                            | 1                                      | 0                                      | 1                     | 28     |
|            |            | %  | 35.7%         | 42.9%                         | 3.6%                                   | 0.0%                                   | 3.6%                  | 100.0% |
|            | 行政の<br>主導型 | 度数 | 24            | 41                            | 2                                      | 1                                      | 0                     | 73     |
|            |            | %  | 32.9%         | 56.2%                         | 2.7%                                   | 1.4%                                   | 0.0%                  | 100.0% |
|            | 合計         | 度数 | 34            | 53                            | 3                                      | 1                                      | 1                     | 101    |
|            |            | %  | 33.7%         | 52.5%                         | 3.0%                                   | 1.0%                                   | 1.0%                  | 100.0% |

## 2) 困難事例の個別総合相談について

設置経緯2分と困難事例の個別総合相談のクロス表

|        |     |    | 困難事例の個別総合相談 |       |        |
|--------|-----|----|-------------|-------|--------|
|        |     |    | 実施なし        | 実施あり  | 合計     |
| 設置経緯2分 | 協議会 | 度数 | 2           | 25    | 27     |
|        | 検討型 | %  | 7.4%        | 92.6% | 100.0% |
|        | 行政の | 度数 | 19          | 54    | 73     |
|        | 主導型 | %  | 26.0%       | 74.0% | 100.0% |
| 合計     |     | 度数 | 21          | 79    | 100    |
|        |     | %  | 21.0%       | 79.0% | 100.0% |

p&lt;0.05

困難事例の個別総合相談に関しては、「協議会検討型」の基幹センターが実施していると回答した割合が、「行政主導」より有意に高いことがわかる。困難事例は一般の相談事業所では対応が難しく、協議会の部会等で検討されている場合が多いと推測される。設置経緯が協議会主導であれば、当然困難事例の総合相談が基幹センターの重要な業務であることが認識されているからだと判断できる。

## 3) 協議会の運営に関する事業について

|        |            |    | 事務局の委託 |       | 合計     |
|--------|------------|----|--------|-------|--------|
|        |            |    | いいえ    | はい    |        |
| 設置経緯2分 | 協議会<br>検討型 | 度数 | 7      | 21    | 28     |
|        |            | %  | 25.0%  | 75.0% | 100.0% |
|        | 行政<br>の主導型 | 度数 | 32     | 40    | 72     |
|        |            | %  | 44.4%  | 55.6% | 100.0% |
| 合計     |            | 度数 | 39     | 61    | 100    |
|        |            | %  | 39.0%  | 61.0% | 100.0% |

p&lt;0.1

協議会の運営に関する業務についても、事務局の委託を受けていると答えた割合が高い傾向にあるのが協議会検討型である。それだけ、基幹相談支援センターとして協議会との密接な関係から基幹相談支援センターが設置されているため、当然の傾向であると推測される。

#### 4) 利用計画の評価について

設置経緯2分と 利用計画の評価を実施している のクロス表

|        |            |    | 利用計画の評価を<br>実施している |       | 合計     |
|--------|------------|----|--------------------|-------|--------|
|        |            |    | いいえ                | はい    |        |
| 設置経緯2分 | 協議会<br>検討型 | 度数 | 16                 | 12    | 28     |
|        |            | %  | 57.1%              | 42.9% | 100.0% |
|        | 行政の<br>主導型 | 度数 | 54                 | 19    | 73     |
|        |            | %  | 74.0%              | 26.0% | 100.0% |
| 合計     |            | 度数 | 70                 | 31    | 101    |
|        |            | %  | 69.3%              | 30.7% | 100.0% |

p<0.1

利用計画の評価についても、協議会検討型は行政主導型より実施している割合が高い傾向にある。指定相談支援事業所の立てた計画を評価するのが基幹センターの役割であると意識している傾向にある。これは、地域の相談事業所に対する指導的な役割を果たそうと意識しているからであると判断される。

#### 5) 地域移行～退院支援に関する支援の実施について

地域移行から退院支援については、住居サポート事業の受託、地域資源のネットワーク作り、社会資源の改善・開発、情報の提供、専門職間のネットワーク作り、その他の項目があげられていた。有意な差がある傾向が検定されたのは、地域移行・退院支援にともなう専門職間のネットワーク作りで、協議会検討型が実施していると答えた割合が高い傾向にあった。基幹センターが地域移行にともなう他専門職間の連携や調整をすることが役割であると意識しているからであると判断される。

設置経緯2分と 地域移行のネットワーク作り のクロス表

|        |            |    | 専門職間の<br>ネットワーク作り |       | 合計     |
|--------|------------|----|-------------------|-------|--------|
|        |            |    | いいえ               | はい    |        |
| 設置経緯2分 | 協議会<br>検討型 | 度数 | 15                | 13    | 28     |
|        |            | %  | 53.6%             | 46.4% | 100.0% |
|        | 行政の<br>主導型 | 度数 | 55                | 18    | 73     |
|        |            | %  | 75.3%             | 24.7% | 100.0% |
| 合計     |            | 度数 | 70                | 31    | 101    |
|        |            | %  | 69.3%             | 30.7% | 100.0% |

p<0.1

## 6) 権利擁護事業に関して

権利擁護に関しては、障害者虐待防止センターの受託、成年後見制度利用支援事業の受託、障がい者虐待事例への対応、権利擁護に関する地域の実態把握、権利擁護に関する地域への普及・啓発、その他の項目が挙げられていた。有意差が検定された項目は、権利擁護に関する地域の実態把握、権利擁護に関する地域への啓発・普及の項目である。

設置経緯 2 分 と 権利擁護に関する地域の実態把握 のクロス表

|         |            |    | 権利擁護に関する<br>地域の実態把握 |       |        |
|---------|------------|----|---------------------|-------|--------|
|         |            |    | いいえ                 | はい    | 合計     |
| 設置経緯2分  | 協議会<br>検討型 | 度数 | 18                  | 10    | 28     |
|         |            | %  | 64.3%               | 35.7% | 100.0% |
|         | 行政の<br>主導型 | 度数 | 66                  | 5     | 71     |
|         |            | %  | 93.0%               | 7.0%  | 100.0% |
| 合計      |            | 度数 | 84                  | 15    | 99     |
|         |            | %  | 84.8%               | 15.2% | 100.0% |
| p<0.001 |            |    |                     |       |        |

設置経緯 2 分 と 権利擁護に関する地域への普及・啓発 のクロス表

|        |     |    | 権利擁護に関する地域への<br>普及・啓発 |       | 合計     |
|--------|-----|----|-----------------------|-------|--------|
|        |     |    | いいえ                   | はい    |        |
| 設置経緯2分 | 協議会 | 度数 | 9                     | 19    | 28     |
|        | 検討型 | %  | 32.1%                 | 67.9% | 100.0% |
|        | 行政の | 度数 | 43                    | 28    | 71     |
|        | 主導型 | %  | 60.6%                 | 39.4% | 100.0% |
| 合計     |     | 度数 | 52                    | 47    | 99     |
|        |     | %  | 52.5%                 | 47.5% | 100.0% |

p<0.05

権利擁護に関する事業は基幹センターの業務であるとするのか、市町村がこれまで実施してきた権利擁護センターが担うべきなのかは、意見の分かれるところである。協議会検討型が実施しているのは、実態把握と普及啓発の事業である割合が高かった。このことから、権利擁護事業に対して、基幹センターの役割は地域へ積極的に出かけて行き（地域へのアウトリーチ機能）、実態把握や普及・啓発をすることにあると意識していると判断される。



## 6) 夜間・休日の体制

夜間や休日の体制については、土曜日の窓口開設、日曜日の窓口開設、祝日の窓口開設、24 時間電話対応の実施、365 日対応の実施、その他の項目を挙げて回答を求めた。協議会検討型は日曜日の窓口開設で行政主導型よりも実施している割合が高い傾向にあることが示された。基幹センターの役割は休日でも窓口を開くことであると意識している傾向にあると判断される。行政主導型は行政の窓口と同様に祝日や休日には窓口を開けていない傾向にある。設置経緯で勤務態勢（休日の勤務）にまで影響があるという結果であった。

設置経緯 2 分と日曜日の窓口 のクロス表

|        |     |    | 日曜日の窓口 |       | 合計     |
|--------|-----|----|--------|-------|--------|
|        |     |    | いいえ    | はい    |        |
| 設置経緯2分 | 協議会 | 度数 | 24     | 4     | 28     |
|        | 検討型 | %  | 85.7%  | 14.3% | 100.0% |
|        | 行政の | 度数 | 66     | 3     | 69     |
|        | 主導型 | %  | 95.7%  | 4.3%  | 100.0% |
| 合計     |     | 度数 | 90     | 7     | 97     |
|        |     | %  | 92.8%  | 7.2%  | 100.0% |

p<0.1

p<0.1

## 3. 現状と課題

基幹センターとしての貴事業所の現在の状態をどのように認識していますか。その内容を教えてください、と質問した結果は下の表の通りである。

業務内容

|     |                     | 度数  | %     | 有効%   | 累積%   |
|-----|---------------------|-----|-------|-------|-------|
| 有効  | 具体化できていない           | 31  | 28.4  | 29.8  | 29.8  |
|     | 具体化されているが、実施に至っていない | 32  | 29.4  | 30.8  | 60.6  |
|     | 具体化され、実施できている       | 26  | 23.9  | 25.0  | 85.6  |
|     | その他                 | 15  | 13.8  | 14.4  | 100.0 |
|     | 合計                  | 104 | 95.4  | 100.0 |       |
| 欠損値 | 無回答                 | 5   | 4.6   |       |       |
| 合計  |                     | 109 | 100.0 |       |       |

基幹センターの「イメージが具体化され、実際に実施できている」と回答した事業所は 26 カ所（25%）である。この 26 カ所以外は「イメージは具体化できていない」、「イメージは具体化できているが、実施に至っていない」、「その他」と回答している。「イメージが具体化され、実施できている」と、それ以外をグルーピングし、この両者で何が具体的に実施できていて、有意な差があるのかを検討した。

### 1) 設置経緯との関連

設置経緯との関連では、協議会主導型は基幹センターのイメージが具体化され、実施していると回答している割合が有意に高く、具体化できていないと回答した割合が有意に高いのは行政主導型であった。行政主導型の基幹センターでは、まだ基幹センターとしての

イメージが具体化されていない、或いはイメージはできていても具体的に実施されていないと意識している割合が有意に高い。市町村はこれまで実施してきた相談支援事業所に基幹センターの業務を委託し、安易に基幹センターとして看板をつけているだけではないのかと推測される。委託された相談支援事業所は基幹としての業務がどのようなものであるのかイメージできないでいるし、イメージできたとしても、どのように業務を実施していけば良いのか分からずに困っている実態があるのではないのかと推測される。

業務内容が具体化できているかと 設置経緯2分 のクロス表

|                |             |    | 設置経緯2分     |            | 合計     |
|----------------|-------------|----|------------|------------|--------|
|                |             |    | 協議会<br>検討型 | 行政の<br>主導型 |        |
| 業務内容が具体化できているか | 具体化できていない   | 度数 | 17         | 59         | 76     |
|                |             | %  | 22.4%      | 77.6%      | 100.0% |
|                | 具体化され実施している | 度数 | 11         | 13         | 24     |
|                |             | %  | 45.8%      | 54.2%      | 100.0% |
| 合計             |             | 度数 | 28         | 72         | 100    |
|                |             | %  | 28.0%      | 72.0%      | 100.0% |

p<0.05

## 2) 基幹センターとして確実に実施できている業務

基幹センターとして確実に実施できている業務内容を以下の項目で聞き、結果は図の通りである。

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 1. 総合的な相談業務（3 障害に対応） | 8. 高齢サービスとの連携     |
| 2. 成年後見制度利用支援事業      | 9. 協議会の運営         |
| 3. 困難事例への対応          | 10. 地域移行のネットワーク作り |
| 4. 地域の事業所へのスーパーバイズ   | 11. 虐待事例への対応      |
| 5. 相談の質を上げる研修の提供     | 12. 障害児教育分野との連携   |
| 6. 事業所内の OJT 指導      | 13. 行政の窓口との連携     |
| 7. 地域相談事業所との連携       | 14. その他（具体的に ）    |

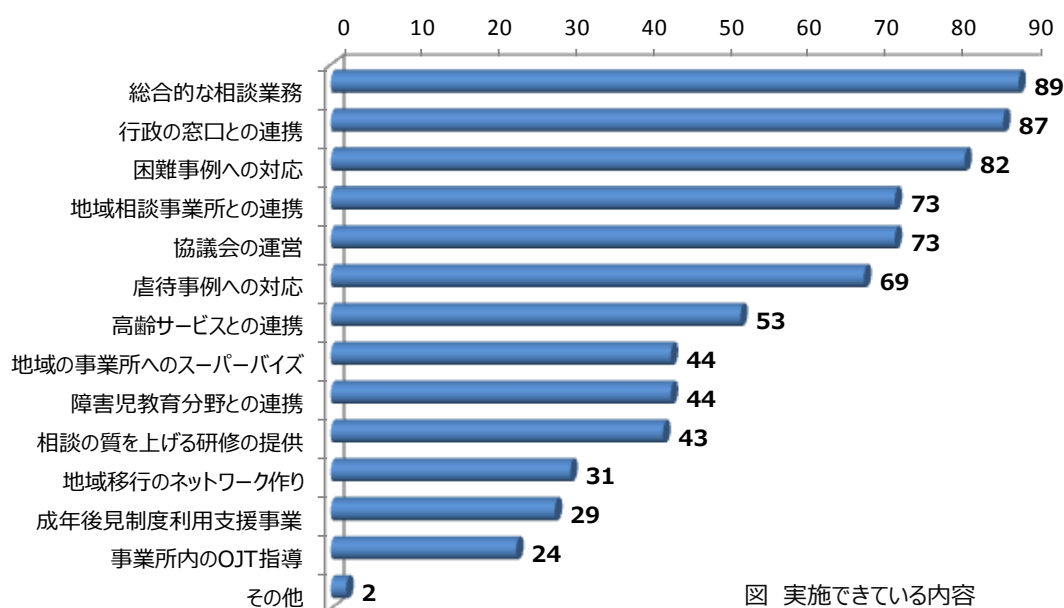


図 実施できている内容

最も多かった項目は、総合的な相談業務 89 カ所(84.8%)、行政の窓口との連携 87 カ所(82.9%)、困難事例への対応 82 カ所(78.1%)等であった。全体として実施されているのが上記 3 項目であり、実施傾向が低いのが事業所内の OJT 指導、成年後見制度利用支援事業、地域移行のネットワーク作り等である。

### 3) 各項目のカイ二乗検定結果

上記、14 項目で基幹センターのイメージができて、実施していると回答した事業所とイメージできていない、或いはイメージはできているが、実施に至っていないと回答した事業所をグルーピングしてカイ二乗検定した。

業務内容が具体化できているか と 困難事例への対応 のクロス表

|                |             |    | 困難事例への対応 |       |        |
|----------------|-------------|----|----------|-------|--------|
|                |             |    | いいえ      | はい    | 合計     |
| 業務内容が具体化できているか | 具体化できていない   | 度数 | 22       | 56    | 78     |
|                |             | %  | 28.2%    | 71.8% | 100.0% |
|                | 具体化され実施している | 度数 | 1        | 25    | 26     |
|                |             | %  | 3.8%     | 96.2% | 100.0% |
| 合計             |             | 度数 | 23       | 81    | 104    |
|                |             | %  | 22.1%    | 77.9% | 100.0% |
| p<0.01         |             |    |          |       |        |

業務内容が具体化できているか と 地域の事業所へのスーパーバイズ のクロス表

|                    |                 |    | 地域の事業所への<br>スーパーバイズ |       |        |
|--------------------|-----------------|----|---------------------|-------|--------|
|                    |                 |    | いいえ                 | はい    | 合計     |
| 業務内容が具体<br>化できているか | 具体化でき<br>ていない   | 度数 | 52                  | 26    | 78     |
|                    |                 | %  | 66.7%               | 33.3% | 100.0% |
|                    | 具体化され<br>実施している | 度数 | 9                   | 17    | 26     |
|                    |                 | %  | 34.6%               | 65.4% | 100.0% |
| 合計                 |                 | 度数 | 61                  | 43    | 104    |
|                    |                 | %  | 58.7%               | 41.3% | 100.0% |

p<0.01

業務内容が具体化できているか と 相談の質を上げる研修の提供 のクロス表

|                    |                 |    | 相談の質を上げる<br>研修の提供 |       | 合計     |
|--------------------|-----------------|----|-------------------|-------|--------|
|                    |                 |    | いいえ               | はい    |        |
| 業務内容が具体<br>化できているか | 具体化でき<br>ていない   | 度数 | 50                | 28    | 78     |
|                    |                 | %  | 64.1%             | 35.9% | 100.0% |
|                    | 具体化され<br>実施している | 度数 | 11                | 15    | 26     |
|                    |                 | %  | 42.3%             | 57.7% | 100.0% |
| 合計                 |                 | 度数 | 61                | 43    | 104    |
|                    |                 | %  | 58.7%             | 41.3% | 100.0% |

p<0.05

業務内容が具体化できているか と 協議会の運営 のクロス表

|                |             |    | 協議会の運営 |       | 合計     |
|----------------|-------------|----|--------|-------|--------|
|                |             |    | いいえ    | はい    |        |
| 業務内容が具体化できているか | 具体化できていない   | 度数 | 28     | 50    | 78     |
|                |             | %  | 35.9%  | 64.1% | 100.0% |
|                | 具体化され実施している | 度数 | 4      | 22    | 26     |
|                |             | %  | 15.4%  | 84.6% | 100.0% |
| 合計             |             | 度数 | 32     | 72    | 104    |
|                |             | %  | 30.8%  | 69.2% | 100.0% |

p<0.05

業務内容が具体化できているか と 障害児教育分野との連携 のクロス表

|                |             |    | 障害児教育分野との連携 |       | 合計     |
|----------------|-------------|----|-------------|-------|--------|
|                |             |    | いいえ         | はい    |        |
| 業務内容が具体化できているか | 具体化できていない   | 度数 | 50          | 28    | 78     |
|                |             | %  | 64.1%       | 35.9% | 100.0% |
|                | 具体化され実施している | 度数 | 10          | 16    | 26     |
|                |             | %  | 38.5%       | 61.5% | 100.0% |
| 合計             |             | 度数 | 60          | 44    | 104    |
|                |             | %  | 57.7%       | 42.3% | 100.0% |

p<0.05

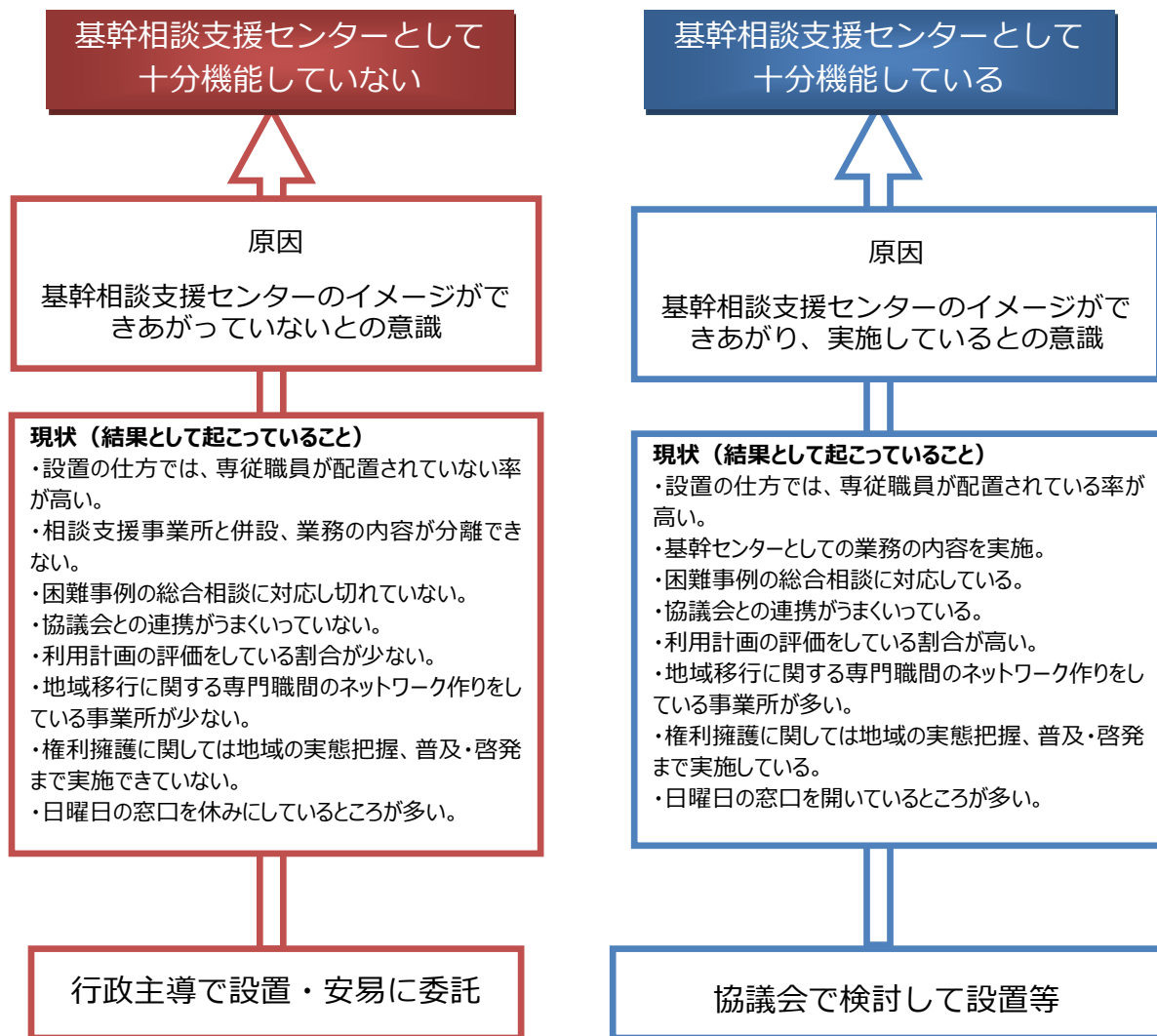
困難事例への対応、地域の事業所へのスーパーバイズ、相談の質を上げる研修の提供、協議会の運営、障害児教育分野との連携の5項目で有意差が検定された。このような業務が基幹センターのイメージであり、実際に実施できていれば、基幹センターとして機能していると感じているということになる。

#### 4. まとめ

以上の内容をわかりやすく図にしてみることにする。

##### (1) 基幹センターの設置経緯について

行政主導で設置された基幹センターと協議会で検討されて設置された基幹センターでは以下の図のような違いがあることがわかった。

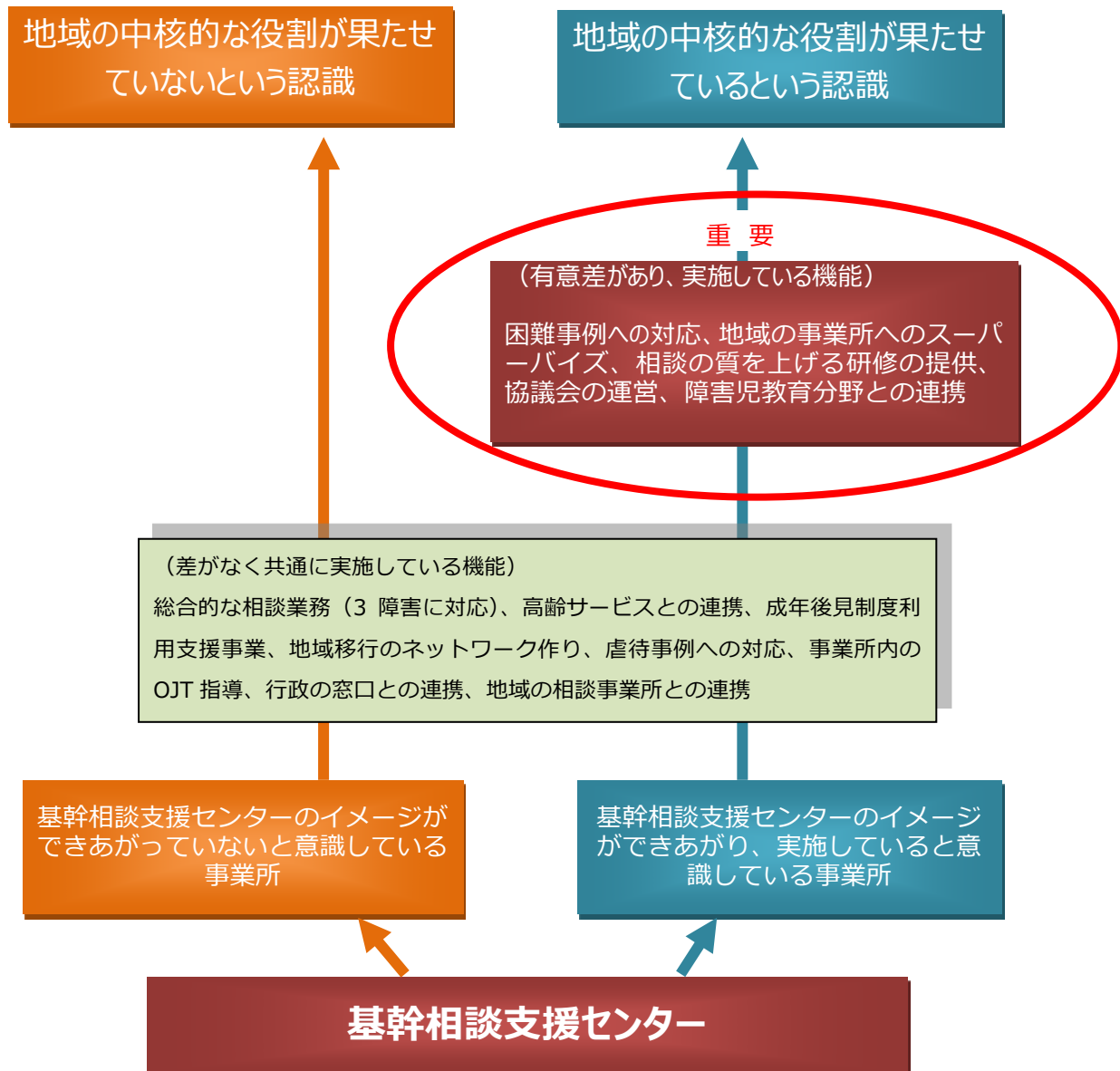


今回の調査では109箇所の基幹センターに対して実施した調査である。これから多くの市町村で基幹センターが設置されることになると考えられる。その際、協議会で十分に基幹センターのイメージを検討し、具体的な業務内容までを話し合って設置することが望まれる。安易に法人が実施している相談支援事業所に設置を依頼するだけでは、基幹センターとしての機能が十分に果たせていない割合が高いことが明らかになったといえる。

基幹センターの設置に関しては、国や県は単に基幹センターの設置や運営に資金を提供するだけでなく、十分に機能するように丁寧に、市町村に対する指導が必要であると判断できる内容である。

## （２）基幹相談支援センターの現状認識と役割機能

以下が基幹センターのイメージを具体化し、実際に実施していると現状を認識している事業所と、イメージが具体化できない、具体化できているが実施に至っていないと現状を認識している事業所を比較した時の実施内容を分析した結果を表した図である。



現状認識として、基幹センターのイメージが具体化されてきていて、実際に実施している基幹センターは共通項目の他に、個別困難事例への対応、地域の事業所へのスーパーバイズ、相談の質を上げるための研修の提供、協議会の運営に関わる、障害児教育分野との連携などに力を入れていることで、基幹センターのイメージを作っていることになる。また、この内容を実際に実施することで、地域の中核的な役割を果たしているという自覚を持つに至っている。

地域の相談事業所からあげられた困難事例に適切に対応すること、地域の相談事業所へのスーパー

バイズ、相談の質を上げるような研修の提供、協議会の運営を担う、障害児教育分野との連携等が基幹のイメージを形作っていると考えられる。もちろんベースには共通に実施している事項、総合的な相談業務（3 障害に対応）、高齢サービスとの連携、成年後見制度利用支援事業、域移行のネットワーク作り、虐待事例への対応、事業所内の OJT 指導、行政の窓口との連携、地域の相談事業所との連携等がベースにあり、その上でさらにということになると思われる。

基幹センターが十分にその機能を果たすような支援としては、有意差のあった内容を基幹センターの職員が実施できるような支援ということになると思われる。相談支援従事者研修だけではなく、専門研修として以上のような研修を定期的に、基幹センター職員に対して実施するなどの対応策が考えられる。